

市民クラブ 長崎市議団

令和3年度政策要求
に対する回答

令和3年2月
長崎市

政策要求一覧（市民クラブ）

ページ 担当

1. 新しい行政運営

本市の人口減少は全国でもワーストクラスで、財源は減少傾向にある中、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が高い水準で推移しています。地方創生が進められていくなかにおいて、安定的な財政基盤を構築する必要があります。議会、行政、市民、企業などが力を合わせて推進することが将来の「まちづくり」につながります。こうした点をふまえ、新しい行政運営のまちづくりの視点から、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- | | | |
|---|---|----------|
| (1) 市税及び各種料金等の未収金対策を徹底し、健全な運営に努めること。 | 1 | 理財 |
| (2) 市の入札、発注、契約(物品、サービス、コンサル)にあたり、障がい者雇用や環境保全、男女均等待遇等への取り組み評価を項目とした総合評価を拡充すること。 | 2 | 理財 |
| (3) 交通政策基本法制定に伴い、法定協議会の設置及び担当職員の配置を図ること。 | 3 | まちづくり |
| (4) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。 | | |
| ① 公共施設マネジメント「適正化方針」「地区別計画」におけるモデルプランの実行にあたっては、議会・市民の理解を得て推進すること。 | 4 | 理財 |
| ② 行政サテライト機能再編後の検証・見直しを適宜行うとともに、アンケート等により市民の声を聴取し、更なる利便性の向上を図ること。
また、特に合併町については、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域の活性化に努めること。 | 5 | 総務
企財 |
| ③ マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報の管理とセキュリティー対策に万全を期し、利便性の向上と行政の効率化を図ること。 | 6 | 総務 |
| (5) 指定管理者制度については、指針に基づき、安さのみを追求するのではなく、民間手法の活用により、良質な市民サービスを提供できるよう、随時見直しを行なうこと。 | 7 | 総務 |

2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり

IT時代の社会において、ますます進む核家族化と地域コミュニティの希薄化のなかで、地域の子どもたちが夢を持ち、個性、自主性、自立性を高め、いろいろな体験の中で人間性豊に育っていくことが大切です。著しい人口減少や少子・高齢化が進むなか、安心して子育てができる環境づくり、生きがいと思いやりのある福祉施策の充実をめざして、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- | | | |
|--|----|-----------------|
| (1) 安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めるとともに、子育て世代を支援するために「子育て支援センター」未設置地区への設置を進めること。 | 8 | こども |
| (2) 保育サービスの充実と待機児童0(ゼロ)の実現並びに民間保育士の待遇改善策を講じること。 | 9 | こども |
| (3) 長崎みなとメディカルセンターは、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。また、市民に対するサービスの向上にも努めること。 | 10 | 市健 |
| (4) 介護支援(地域支援事業)や介護予防の強化、地域包括ケアシステムの構築等、介護保険制度の充実と適正化を図ること。 | 11 | 福祉 |
| (5) 高齢者が生き生きと活躍できる環境整備を図ること。 | 12 | 福祉 |
| (6) 令和3年4月から実施される高齢者交通費助成(70歳以上)のICカード化については、利用者が混乱しないよう、十分な説明や周知を図ること。 | 13 | 福祉 |
| (7) 仮称「地域コミュニティ連絡協議会」の設置については、地域事情に合わせて自治会や各種団体などへの十分な説明と地域住民への意見を聴取し十分な理解のもと進めること。また、地域の担い手が少ない小規模なコミュニティに対しても積極的な支援を行うこと。併せて、自治会加入率の低下に歯止めをかける対策にも努めること。 | 14 | 企財
市生
中央総 |
| (8) 障がい者自立支援法の趣旨を活かし、障がい者の自立と社会参加の促進を図ること。併せて、長崎市障がい者差別禁止条例の制定を行うこと。 | 16 | 福祉 |
| (9) スポーツ振興を図るため、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致及び継続した競技力向上対策に努めること。併せて、文化・芸術活動とスポーツ・レクリエーションの振興を図ること。 | 17 | 市生 |
| (10) 教育行政について | | |
| ① 小・中学校の学校統廃合の実施にあたっては、地域住民・保護者の意向も尊重し十分な理解と協力を得て行うこと。 | 19 | 教委 |
| ② 教育予算を拡充し、教育環境の充実に向けて計画的な施設整備に努めること。 | 20 | 教委 |
| ③ 統合型校務支援システムの活用と教職員の勤務時間の縮減に努めること。 | 21 | 教委 |

3. 環境と共生するまちづくり

豊かな自然に恵まれた長崎市を次世代に引き継ぐために、環境問題は大変重要です。私たち一人ひとりの行動が地球環境に役立つことを認識し、低炭素社会の構築を目指し、人と自然が共生するまちづくりを進めるため、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- | | | |
|--|----|----------------------|
| (1) 環境にやさしいまちづくりの推進 | | |
| ① 地球温暖化対策に向けて、長崎市として積極的な施策を展開すること。 | 22 | 環境 |
| ② 再生可能エネルギーの普及促進を図ること。 | 23 | 環境
商工 |
| (2) 省資源、循環型、低炭素社会への推進 | | |
| ① 市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。 | 24 | 理財
環境 |
| (3) 自然体験型公園、都市公園等の健康遊具等の充実を図ること。 | 25 | こども
中央総
東・南・北総 |

4. 産業活動を育む活力あるまちづくり

これまで蓄積されてきた、ものづくりの技術や知識を活かした産業、さらには歴史や文化を生かしアジアとの交流も視野に入れた地場産業や観光および農林水産業の振興に努めていき、魅力ある長崎市づくりのため、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- | | | |
|--|----|----------------|
| (1) 地場企業の育成と商店街の振興 | | |
| ① 中小企業経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進を図ること。 | 26 | 商工 |
| ② ものづくり産業(中小企業)への行政支援と、きめ細かな経営支援を図っていくこと。 | 28 | 商工 |
| (2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造 | | |
| ① 登録された二つの世界遺産と併せ、長崎の観光資源を更に磨くとともに、観光立国ショーケース、長崎市版DMOの取り組みについては期を逃すことのないよう、具体的な取り組みを加速し交流人口の拡大に努めること。 | 29 | 文観 |
| ② 長崎港開港450周年を契機に港を生かした新産業創設に努めること。 | 31 | 商工
企財 |
| (3) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進 | | |
| ① 「明治日本の産業革命遺産」「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、それぞれの保存整備と併せ周辺環境整備の取り組みを加速させ、地域に負担とならないよう努めること。併せて、保全管理の財源確保にも努めること。 | 32 | 文観 |
| (4) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持 | | |
| ① 将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進するとともに、企業誘致についても県と連携を図り、正規雇用の拡大に向けて全力で取り組むこと。また、U・I・Jターンに対する定住支援策を図ること。 | 34 | 商工
企財
建築 |
| ② 産学官の連携を図り、活力あるまちづくりに向けて、環境整備の促進を図ること。 | 36 | 商工
企財 |
| (5) パートや派遣で働く人の労働条件の改善を図るために、関係先と連携を図り、関係法令の遵守や適切な雇用管理についての周知・啓発に努め、安心して働ける社会環境の確立と格差是正に努めること。 | 37 | 商工
中央総 |
| (6) 長崎の豊富な農水業を活用した農林水産の振興を推進すること。併せて、「地産地消」事業の推進により「長崎の食」をPRするとともに、ブランド化と販路拡大に努めること。 | 38 | 水農 |

5. 安全、快適で魅力あるまちづくり

住んでいて良かった、長崎市に住んでみたいと言われるような、安全・快適で魅力あるまちづくりのため、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- | | | |
|--|----|-------------------------------|
| (1) 地域住民と協働した安全・安心のまちづくり | | |
| ① 地域住民と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりのため、各種団体等との連携を図っていくこと。 | 40 | 市生 |
| ② 防災無線のデジタル化に伴い、難聴地区等の解消に向けた取り組みを行うこと。 | 42 | 防災 |
| (2) 長崎駅周辺(尾上町～幸町)の環境整備 | | |
| ① 新市庁舎・新たな文化施設・MICEを含めた長崎駅周辺整備・新幹線整備と連続立体交差事業と民間で建設計画のスタジアム等大型事業の建設については、それぞれの関係先と連携のもと、完成後の交通体系など十分精査し万全を期すよう努めること。 | 43 | 土木
まちづくり
企財
文観
市生 |
| (3) まちなかの再整備推進と中心市街地活性化の推進を図り、暮らしやすい環境を整備するための制度を確立すること。 | 44 | まちづくり |

	ページ	担当
(4) 乗り合いタクシー・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進(西小島地区、鳴滝地区、滑石地区ほか)及び、離島での公共交通機関の存続を図ること。	45	まちづくり
(5) 斜面市街地の再生と防災体制の整備		
① 斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路の整備を優先し再生を図ること。また、「車みち整備事業」及び令和2年度 から開始した「くらしの道整備事業」については、継続を図ること。	46	まちづくり 土木 中央総
② 長崎市空家等対策計画に基づき、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。	47	建築
(6) 有害鳥獣対策(イノシシ、シカ、カラス、アライグマ)等の強化を図ること。	48	水農
(7) 長崎市住宅リフォーム補助事業を継続して充実を図ること。	49	建築
6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり		
被爆地長崎から世界平和に向け、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。		
(1) 世界の国々が経験したことの無い原爆被爆市として世界平和を願い、核兵器廃絶を希求し世界へ向け発信していくこと。	50	原対
(2) 被爆75周年事業で開催延期となった長崎平和マラソン等においては、国際都市長崎から平和のアピールに努めること。また、平和を発信するイベントは継続的に開催するよう努めること。	52	原対 市生
(3) 被爆地域の是正拡大に向け解決を図ること。	53	原対
(4) 被爆二世については、がん検診を加えること。	54	原対
7. 男女共同参画社会の実現		
男女共同参画社会の実現に向け、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。		
(1) 個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、意識改革・社会啓発を推し進めること。	55	市生
(2) ハラスメントのない働きやすい職場環境整備を行うとともに、管理者及び職員に対し、効果のある充実した研修を適宜実施すること。	56	総務
(3) 児童虐待防止、早期発見、対応のため、学校、校医、地域、児童相談所との連携を強め体制を充実させること。	57	子ども
8. 道路・交通体系の整備		
交通渋滞の緩和のための道路・交通体系の整備に向け、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。		
(1) 諸団体(自治会、学校、警察等)から指摘を受けている市道、歩道、通学路等の危険箇所(ガードレール、カーブミラー等)を早急に改善すること。	58	中央総 建築
(2) トラック・タクシーベイ(浜の町、新大工、長崎駅周辺)の整備・拡大を進めること。	59	土木 まちづくり
(3) 高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。	60	土木
(4) 長崎バイパス・女神大橋・川平有料道路の早期無料化又は低廉化を実現すること。	61	土木
(5) 陸と海の交通網を活かした街づくり		
① 高島・伊王島・池島航路を存続させること。	62	まちづくり
(6) 市内中心部の交通量を減少させる対策(パークアンドライド等)を推進すること。	63	土木
(7) 女神大橋と連結する国道202号線の改良拡幅と歩道の整備を行うこと。 また、福田バイパス(仮称)の早期実現を図ること。	64	土木
(8) 長崎半島への唯一の幹線道路である国道499号線の全線の改良拡幅および長崎外環状線(新戸町ICー江川交差点)の早期着工を実現するとともに、沿線自治会への定期的な広報に努めること。	65	土木
(9) 長崎南北幹線道路の早期事業化に向け、県と連携し国へ働きかけること。	66	土木
(10) 市民生活に必要な不可欠な道路については新設や改良及び早期供用を行うこと。		
①打坂ー百合野線の改良拡幅、②江平ー浜平線とその接道改良、③戸町2丁目上戸町間の一方通路解消、④片淵ー鳴滝線、⑤川上町ー出雲線、⑥虹ヶ丘町ー西町1号線、⑦相川町ー四杖町1号線、⑧常盤町ー大浦元町線、⑨清水町ー白鳥町1号線、⑩稲田町8号線	67	土木 中央総

9. 新型コロナウイルス感染症対策

世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルスは、依然として収束の見通しがたたない状況にあります。また、全国的にも首都圏を中心として感染者が発生しております。そのような中、市民は「新しい生活様式」に沿って、感染防止対策を講じながらの生活が続いている状況であります。については、市民がコロナ禍において安心して生活できるよう、以下の施策についての取り組みを求めます。

- | | | | |
|-----|--|----|----------------------|
| (1) | 市民の不安払しょくのため、PCR検査の拡充を図ること。また、感染者やその家族と関係者及び濃厚接触者への誹謗中傷と風評被害対策として「ストップ・コロナ差別の宣言」を早急に行うこと。 | 69 | 市健
福祉
秘広
市生 |
| (2) | 緊急事態宣言が発動された場合、事業者への休業要請は必要と考えるが、その際は休業補償(困窮度の度合いに応じた協力金)の財源確保については県と連携して国に働きかけること。また、今後、会社廃業が予想されるため、失業者が出た場合は転職・教育支援制度を創設すること。 | 71 | 商工 |

10. 口頭要望

合併町を含んだ農村部は、市の方は青線でないに対応しないとしているが、その上が荒廃により壊れている。山から流れてくる5本あった川が、荒廃化のため今は1本化して大量の雨水が青線の方に流れてくる。抜本的な対策が必要である。地形による荒廃地が多くなったため今後も被害が増えてくるので検討をお願いしたい。

72 土木

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理財部	収納課 特別滞納整理室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営 (1) 市税及び各種料金等の未収金対策を徹底し、健全な運営に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>未収金対策については、財源の確保や負担の公平性の観点から更なる取組みの強化を図る必要があります。</p> <p>これまで、国民健康保険税、保育料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収を市税と一元化し、その後、預貯金等財産調査や預金、給与等の差押えの効率化及び現年度分差押えの実施などによる処分の強化、滞納整理に係る進行管理の徹底、現年度分の納付勧奨のための「納付お知らせセンター」の設置などに取り組んできたことにより、市税等の収入率は向上しており、今後も、これまでの取組みの継続と徹底に努めます。</p> <p>納付者の利便性を高める取組みとしては、令和2年10月から、スマートフォンを利用したクレジットカード収納等を、令和3年2月から、「PayPay」及び「LINE Pay」による電子マネーを活用した収納を導入することで、自宅や外出先から時間を問わず納付できる環境を拡大するなど、現在のコロナ禍の中で、新しい生活様式の確立を踏まえた非接触型のキャッシュレス決済の普及を推進し、更なる収入率の向上を図っていきます。</p> <p>また、使用料や負担金等他の未収金については、各所属へのヒアリング、指導、支援と個別案件の進行管理などにより、債権管理の徹底に努め、長崎市債権管理マニュアルに基づく支払督促や強制執行などの法的措置の拡大、推進を図っているところであり、今後とも、全庁的に統一した取組みに努め、適正な債権管理を推進していきます。</p> <p>未収金は、全体的には減少してきており、令和元年度においては、対前年度比較で2.5%減となっていますが、全体で46.9億円の未収金を抱えているため、現年度分の早期対応による新たな未収金の発生の防止や、滞納処分等の早期実施を徹底するなど、より効果的・効率的な対策に努め、今後も工夫しながら、更なる未収金の縮減を図っていきます。</p> <p>【参考】 市税収入率 平成30年度 97.5%、令和元年度 97.5% 市税未収金状況 平成21年度 41.5億円 → 令和元年度 13.4億円 (▲67.7%)</p>			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理財部	契約検査課
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(2) 市の入札、発注、契約（物品、サービス、コンサル）にあたり、障がい者雇用や環境保全、男女均等待遇等への取り組み評価を項目とした総合評価を拡充すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>建設工事の入札においては、登録業者の社会貢献等を評価する発注者別評価点の加算措置を設けています。</p> <p>障害者雇用については、平成 26 年 4 月からその加算点を引き上げるとともに、障害者優先調達推進法が施行されたことを踏まえ、障害者就労施設等からの物品等を調達した場合の加算項目を設けています。</p> <p>また、環境保全の取組みとして「エコアクション 21」を認証・登録している業者、男女均等待遇の取組みとして次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している業者に対して、建設工事における発注者別評価点の加算措置を設けています。</p> <p>なお、物品調達契約においては、障害者雇用の促進及び安定を図ることを目的とし、物品購入、賃貸借、製造の請負及び業務委託を対象に障害者雇用に積極的な業者への優先発注を行っています。</p> <p>引き続き庁内への優先発注に係る要請や事業者への制度の周知等により、優先発注実施の推進に取り組んでいきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	都市計画課
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(3) 交通政策基本法制定に伴い、法定協議会の設置及び担当職員の配置を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>交通政策基本法で、地方自治体はその区域に応じた施策策定の責務が課されていることから、まずは令和2年6月に長崎市公共交通総合計画を策定し、法定計画への展開も視野に入れていたところですが、新型コロナウイルスの影響で利用者が急減し、不採算路線の廃止などの可能性が高まったことや、地域公共交通活性化再生法が改正され、地方自治体がこの法律に基づく地域公共交通計画を作成した場合の国による予算等の支援が明確に示されたことから、事業者や関係者との協議、調整の場となる法に基づく協議会を令和2年11月に設置しました。</p> <p>協議会には、市内の交通事業者をはじめ、交通事業者の労働団体、国や県の関係部局、学識経験者、住民代表者に参画いただき、公共交通ネットワークのあるべき姿を明らかにしつつ、取り組むべき実施施策を示す「長崎市地域公共交通計画」の策定に向けて協議を行っています。</p> <p>なお、公共交通対策の強化を図るため、令和3年4月から都市計画課内に公共交通対策室を設けることとしています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理財部	資産経営室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(4) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。</p> <p>①公共施設マネジメント「適正化方針」「地区別計画」におけるモデルプランの実行にあたっては、議会・市民の理解を得て推進すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>公共施設は多くの市民に利用されるものであり、そのあり方を考えるにあたっては、広く議会や市民のご理解をいただきながら進めていくことが大切だと考えています。</p> <p>こうした中、「長崎市公共施設の適正化方針（平成27年2月）」及び「長崎市公共施設の適正配置基準（案）（平成31年2月）」を策定し、現在、その考え方に基づきマネジメントの実施計画となる地区別計画（案）の策定に取り組んでいるところです。</p> <p>地区別計画（案）の策定にあたっては、地域の皆様と市民対話の場を設けて、理解を得ながら進めることとしています。</p> <p>市民対話では、施設の削減だけの取組みとの誤解を受けないように、地域に一番身近な施設であるコミュニティ活動施設等における規模などの標準的な考え方などもお示しし、必要な機能をきちんと確保していくことなどを丁寧にご説明しながら進めています。</p> <p>この市民対話については、市内全17地区のうち、令和2年12月1日時点で11地区が終了し、また、終了した11地区すべての地区別計画（案）の策定が完了しています。</p> <p>今後とも、適宜議会へ報告しつつ、広く市民の理解・協力を得て、公共施設マネジメントの推進を図っていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部 企画財政部	行政体制整備室 都市経営室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(4) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。</p> <p style="padding-left: 20px;">②行政サテライト機能再編後の検証・見直しを適宜行うとともに、アンケート等により市民の声を聴取し、更なる利便性の向上を図ること。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、特に合併町については、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域の活性化に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>行政サテライト機能の再編成については、この仕組みをよりよいものにしていくために、これまでの間、市民の皆様のご意見や現場の声を聞き、業務上の課題等の洗い出しを行い、事務分担など一定の改善を加えてきたところです。</p> <p>今後とも、さらなる住民サービスの向上のため、市民などの声をお聞きしながら、検証や見直しを続け、随時必要な改善を行ってまいります。</p> <p>旧合併町を含む周辺地区の振興については、合併特例債の発行可能期間が延長されたことから、有効活用のため令和元年度に「市町村建設計画」を5年間延長したところです。</p> <p>また、令和2年度から、市民生活にとって重要な社会基盤となる光回線環境を整備する「超高速インターネット環境整備事業」を令和4年3月末整備完了に向けて進めています。特に過疎地域及び辺地については、令和2年9月に当該事業を「過疎地域自立促進計画」及び「辺地に係る公共的施設の統合整備計画」に追加しました。</p> <p>いずれにしても、各種計画については今後とも適宜見直しを行い、財源の確保も含めて地域の活性化に努めてまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	行政体制整備室 総務課 情報システム課
事 項 1. 新しい行政運営 (4) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。 ③マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報の管理とセキュリティ対策に万全を期し、利便性の向上と行政の効率化を図ること。			
回 答 マイナンバー制度の運用にあたっては、特定個人情報保護の制度面、情報セキュリティ対策の実務面の両方から、法令等に基づき、厳格に行っています。 特定個人情報保護の制度としては、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、組織体制、教育研修及び監査体制等を規定する長崎市特定個人情報取扱要領を制定しました。 また、毎年度、特定個人情報を取り扱う所属の所属長及び担当者を対象に研修を実施しています。 さらに、特定個人情報を保有する際は、住民記録、税等のマイナンバー制度に関連する業務ごとに個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を明記した「特定個人情報保護評価書」を作成・公表しています。 長崎市では、制度の目的である行政の効率化と市民負担の軽減に向けて、マイナンバーを最大限に活用し、手続きに係る添付書類の削減を図り、平成 28 年 1 月からはマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアでの住民票や税証明等の証明書発行を行うなど、市民の利便性の向上に努めています。 マイナンバー制度の運用にあたっては、今後も個人情報の適切な管理とセキュリティ対策を徹底するとともに、マイナンバーを活用した事務の効率化の可能性の検討を行い、市民の利便性向上と行政事務の効率化に努めていきます。			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	行政体制整備室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(5) 指定管理者制度については、指針に基づき、安さのみを追求するのではなく、民間手法の活用により、良質な市民サービスを提供できるよう、随時見直しを行なうこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>指定管理者制度については、民間の能力やノウハウを活用しながら、市民サービスの向上等を図るため、「長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づき、積極的な導入を進めており、より効果的な運用がなされるよう、これまでも随時指針の改正を行ってきたところです。</p> <p>具体的には、行政コストの削減のみを追求するのではなく、市民サービス向上のための提案内容等を重視した、公募時における選定審査に係る評価方法の見直しを行うとともに、指定管理者が公の施設を適正に管理運営し、良好なサービスを提供しているか定期的なモニタリングによる監視・監督を行っています。</p> <p>今後とも、より良質な市民サービスを提供できるよう、必要な見直しを行っていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	子育て支援課 こども健康課 幼児課 こどもみらい課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (1) 安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めるとともに、子育て世代を支援するために「子育て支援センター」未設置地区への設置を進めること。			
回 答 長崎市では、安心して子どもを産める環境づくりとして、令和元年12月に、こども健康課及び4つの総合事務所地域福祉課を「長崎市子育て世代包括支援センター」として位置付け、妊娠・出産・子育てに関する相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めています。さらに、令和2年度から初めての出産を控えた妊婦同士が交流し、産後に役立つ情報を収集できるプレママ交流会をオンライン版も併せて開催しており、より一層の支援を行っているところです。 また、子どもの健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費は、助成対象を中学生まで拡大しています。 さらに、令和元年10月からは、国の制度改正により、3歳から5歳までの子どもを持つ全世帯及び0歳から2歳までの子どもを持つ住民税非課税世帯を対象に保育料が無償化されています。長崎市では、国の制度に加え、多子世帯に対する保育料の軽減や低所得者世帯等に対する副食費の支援を行っています。 一方、健全な子どもを育てる社会づくりとして、すべての子どもに様々な体験等の機会を提供できるよう、放課後子ども教室を実施する小学校区の拡充及び青少年育成協議会の活動への支援などの取組みを進めています。 子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題ですので、今後も安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めていきたいと考えています。 このような中、子育て支援センターについては、「長崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市内16区域に設置することを目標としていますが、6区域が未設置の状況となっています。未設置区域のうち、4区域（「日吉・茂木・南区域」「深堀・香焼・伊王島・高島区域」「岩屋・滑石・横尾区域」「小江原区域」）については、市の既存施設を活用し、令和3年度の設置を予定しています。 また、「江平・山里区域」については、令和4年度の整備に向けて実施設計を行うこととしており、「丸尾・西泊・福田区域」については、区域内での設置場所などについて、地域のご意見をお聞きしながら、速やかに設置ができるよう進めていきます。 さらに、利用促進を図るため、利用料を無料とし、利用者負担金相当額を補てんするため、補助金の限度額を改定することとしています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	幼児課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (2) 保育サービスの充実と待機児童0（ゼロ）の実現並びに民間保育士の待遇改善策を講じること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市は、待機児童対策として、「長崎市子ども・子育て支援事業計画」における保育の量の見込みに基づいて、令和元年度から令和2年度にかけて4施設の施設整備を進めており、令和2年度末には定員が102人分増加する見込みです。</p> <p>また、入所を希望する保護者が、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」で「保育施設の空き状況一覧」を閲覧できるようにしたことや、入所未決定の保護者に対し、希望施設以外で入所可能な施設の情報を提供し、入所につなげたことなどにより、令和元年度以降、年度当初における国の定義による保育所待機児童数は0人を継続しています。</p> <p>しかしながら、年度途中の入所希望児童については、可能な限り受け入れを行っているものの、地域によっては定員数が不足していることや、入所希望の地域・施設に偏りがあり、年度末に向けては待機児童が発生する状況となっています。</p> <p>そのため、子ども・子育て支援事業計画における保育の量の見込みを基に、年度途中に定員数が不足する区域を考慮し、施設整備等により保育の適正な量の確保に努めています。</p> <p>併せて、令和2年度から導入するA Iを用いた保育所等の入所選考システムにより、早期の結果通知に努め、利用者が希望施設に入れなかった場合でも他施設を再検討する時間を確保することなどにより、待機児童の解消を図っていきたくと考えています。</p> <p>さらに、多様化する保育ニーズに対応するため、引き続き、延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、医療的ケア児の保育支援等を実施してまいります。</p> <p>次に、民間保育士の待遇改善策については、国において、保育所等職員の経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組みに応じた人件費の加算措置を、各施設への給付金の中で行っており、経験年数等に応じて月額4万円又は月額5千円の賃金改善が実施されています。</p> <p>長崎市も、民間保育所等に対し保育士1人あたり年額3万円を市独自に補助しています。</p> <p>なお、保育士の抜本的な待遇改善を図るには、根幹である国の給付費のさらなる改善が必要であることから、引き続き、全国市長会や中核市市長会を通じて国に要望していきたくと考えています。</p> <p>これらの取組みに加え、事務のICT化による保育士等の負担軽減などを促していくとともに、今後は、先進的に職場環境改善に取り組んでいる施設の事例等を紹介する講演会を開催するなどの取組みを行い、各施設での取組みを啓発し働きやすい環境を整えていくことで、職場環境の改善を図り、ひいては保育の質の向上に努めてまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民健康部	地域医療室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (3) 長崎みなとメディカルセンターは、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。また、市民に対するサービスの向上にも努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市立病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンター（以下「メディカルセンター」という。）における高度・急性期医療については、がん・心疾患・脳血管疾患の3大疾病等に対応するため、地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、急性期病院としての中心的役割を果たしています。</p> <p>また、小児・周産期医療については、新生児内科において、地域の医療機関では受け入れが困難な32週未満の早産児の受入れを行うとともに、令和元年度にはNICU（新生児集中治療室）の増床を行うなど、充実を図っています。</p> <p>さらに、令和2年2月に救命救急センターを開設し、長崎大学病院や地域の医療機関との役割分担と連携による救急患者への対応や、救急医療に関わる人材の育成を行うことで、長崎市全体の救急医療提供体制の拡充を図っています。</p> <p>一方、経営面については、病院機構の令和元年度決算において、約3億7千万円の赤字となり、また令和2年度には、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を整備するため、診療を一部抑制したこととあわせ、患者の受診控え傾向等も影響し、例年と比較して収支が悪化している状況です。</p> <p>さらに、7月には院内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、診療を全面休止したこと等により、医業収益が大きく落ち込んでいます。</p> <p>長崎市としても、令和2年6月市議会で新型コロナウイルス感染症患者の診療に必要な医療機器などの購入に係る補正予算を、また、令和2年9月市議会で、10億円の運営資金貸付金の補正予算を計上し、メディカルセンターにおいて、市民生活に不可欠な医療提供体制を確保するための支援を行っています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響は、今後も一定期間続くと見込まれることから、病院機構においては、理事会を中心に様々な経営改善策に取り組んでいただくとともに、長崎市としても、安定した経営基盤の確立と、健全な運営に取り組むよう、引き続き指示し、現在の体制に即した適切な運営費負担金の確保を行っていきます。</p> <p>また、サービス向上については、メディカルセンターにおいて、「患者アンケート」や「意見箱」といった様々な手段により、患者ニーズの把握に努めており、いただいたご意見に対しては、改善を行いながら、院内全体においてルールの確認と徹底を行い、問題点の改善に向け適宜検討を行っているところです。</p> <p>長崎市としても、今後も、メディカルセンターの職員一人ひとりが温かく心のこもった対応に努めるよう、第3期中期目標に掲げる「患者ニーズへの対応の迅速化」や「職員の接遇向上」の達成に向け、確実な取組みを指示していきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (4) 介護支援（地域支援事業）や介護予防の強化、地域包括ケアシステムの構築等、介護保険制度の充実と適正化を図ること。			
回 答 長崎市においては、医療や介護が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるために、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを切れ目なく一体的に提供する「長崎版地域包括ケアシステム」の構築に向けて、分野ごとの課題を整理しながら、取組みを進めています。 持続可能な介護保険制度を実現するためには、高齢者ができるだけ要介護状態に移行しないよう、介護予防事業を推進することが重要です。 長崎市では、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組みを推進するとともに、介護予防を機能強化するため、訪問型サービスとして、リハビリ専門職が自宅を訪問する訪問型短期集中サービスや地域リハビリテーション活動支援事業のほか、通所サービスとして、自立に向けた短期集中型通所サービスや、半日利用のミニデイサービス等の介護予防・日常生活支援総合事業を平成 29 年度から実施しています。 また、リハビリ専門職が多い医療機関等を「在宅支援リハビリセンター」と位置づけ、介護職に対する自立支援の視点への働きかけや地域に根差した介護予防のための支援など、地域の関係職種と住民が連携して行う地域リハビリテーションの基盤づくりにも取り組んでいます。 さらに、平成 30 年 5 月 2 日付の厚生労働省令の改正を受けて、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスが通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、平成 30 年 10 月から長崎市への届出を義務づけています。そのケアプランについては、地域ケア会議の開催等により検証することとし、介護支援専門員の視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、ケアプランの内容の是正・適正化を促し、利用者にとってより良い介護サービスの提供に努めているところです。なお、令和 2 年度からは新たに長崎市生活援助中心型ケアプラン検証会議を立ち上げ、引き続きケアプランの検証を行っています。 また、令和 3 年度からは高齢者自身の介護予防と在宅生活支援のため、地域の実情に応じた地域住民相互の支え合い活動の推進役として「生活支援コーディネーター」の配置を予定しています。 今後とも、介護予防事業の推進と併せて、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、自立支援型の地域ケア個別会議を積極的に開催し、介護支援専門員や介護保険サービス事業所等サービス提供に携わる関係者の質の向上と給付の適正化を図り、利用者の自立支援につながるサービスの提供に努めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	福祉総務課 高齢者すこやか支援課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (5) 高齢者が生き生きと活躍できる環境整備を図ること。			
回 答 長崎市の65歳以上の割合は、令和2年12月末現在で32.8%となっており、高齢化がさらに進む中、要介護状態にならないための介護予防や、自立した生活を確保するための生活支援、ひいては高齢者が生き生きと活躍できる場を提供することは、今後ますます重要になると考えています。 その事業のひとつとして、日常生活で運動を習慣化してもらうため、自宅で簡単にできる運動を紹介する「すこやか運動教室」を市内46会場で月2回開催しているほか、市内在住の概ね65歳以上で構成される団体を対象に、スポーツインストラクターやレクリエーション指導員を派遣し、心身の健康づくりの方法を伝授するサービスを行っています。 また、これまでに培った知識や経験・資格を地域の健康づくりに活かし、社会貢献活動を行う「健康づくり推進員」の育成を進め、地域での健康づくり活動を推進しています。「健康づくり推進員」は、「高齢者ふれあいサロンサポーター」や「介護施設ボランティア」、地域包括支援センターとともに、地域住民に認知症のことを正しく理解してもらう普及活動や認知症カフェの運営支援等を行う「認知症サポートリーダー」などの活動を行っており、延べ1,881人（令和2年4月1日現在）が登録されています。さらに、このボランティア活動を奨励・支援するために、活動回数に応じて年間最大5,000円の交付金、又は5,500円分の福祉の店の買い物券を交付する「地域支援ボランティアポイント制度」も実施しています。 また、退職後のセカンドライフを長く元気に生きがいを持って生活するために、55～65歳の現役世代を対象に、市民団体「長崎ダンカーズ倶楽部」との平成27・28年度の協働事業を経て、平成29年度から委託事業により、イベントやセミナーの開催、ガイドブックによる啓発等にも取り組んでいます。 さらに、社会貢献活動や生きがいづくり、健康づくりを行う「老人クラブ」や、就業の機会を提供する「シルバー人材センター」に対する助成等の支援を行っています。 引き続き、コロナ禍にあっても、新しい生活様式の定着を図り、感染予防対策を徹底した事業の運営に努め、高齢者が生き生きと活躍できる環境の整備を、引き続き進めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (6) 令和3年4月から実施される高齢者交通費助成(70歳以上)のICカード化については、利用者が混乱しないよう、十分な説明や周知を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>高齢者交通費助成事業については、高齢者が公共交通機関を利用して外出し、社会活動へ参加するきっかけをつくり、介護予防につなげることを目的として、毎年度、満70歳以上の高齢者の皆様へ、5千円相当の交通利用券を交付しています。</p> <p>これまでは、バスや電車のなかで、差額運賃のための小銭の用意や、両替をする際の危険性や不便な点が課題となっていました。</p> <p>こうした中、市内交通事業者が「長崎スマートカード」から「エヌタスTカード」や「ナガサキニモカ」へ完全移行することから、長崎市においてもこれを機に、高齢者の車内での安全性や利便性向上のため、バスや電車の利用者に対し、これらのICカードを活用した交通費助成を令和3年度から導入することとし、令和2年度は、地域説明会やシステム構築などの事前準備に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、ほとんどのタクシーでエヌタスTカードが使用できますが、一部のタクシー事業者及び船舶事業者におかれては、ICカードを導入されないことから、これらについては紙の利用券を残すこととしています。</p> <p>また、ICカードを活用した交通費助成の市民への周知や説明にあたっては、令和2年4月の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出や感染拡大防止対策の状況を踏まえて地域説明会等の予定を一部変更し、5月末から8月までに連合自治会の会合や長崎市老人クラブ連合会理事会、民生委員地区会長会等に出向いて事前説明と周知を行い、9月の自治会回覧及び広報ながさき折り込み版において、全市民への周知を図りました。</p> <p>また、事業の対象者に対しては、令和3年度に対象となる全ての高齢者約9万5千人へ、新たな助成方法の「お知らせ」とICカードの「事前登録申込書」及び「説明会のご案内」をお送りし、9月28日から10月22日までに61か所の公民館やふれあいセンターで地域説明会を実施し、約5千人の参加をいただきました。令和3年度からの本格実施に向けたICカードの登録申込については、1月末現在で約2万6千人から事前の申込みをいただいています。</p> <p>さらに、12月からは、老人クラブや高齢者ふれあいサロン、地域コミュニティ団体等の希望に応じて訪問での説明をさせていただくほか、今後とも、週刊あじさいなどの広報媒体等を活用しつつ、利用者の皆様への十分な説明と周知に努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部 市民生活部 中央総合事務所	地域コミュニティ推進室 自治振興課 総務課 地域支援室
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (7) 仮称「地域コミュニティ連絡協議会」の設置については、地域事情に合わせて自治会や各種団体などへの十分な説明と地域住民の意見を聴取し十分な理解のもと進めること。また、地域の担い手が少ない小規模なコミュニティに対しても積極的な支援を行うこと。併せて、自治会加入率の低下に歯止めをかける対策にも努めること。			
回 答 「地域コミュニティ連絡協議会」の設置については、令和2年12月23日時点で、18地区で設立され、協議会の設立に向けた準備委員会は18地区で設立されています。 一方で、検討を行っていない地区については、令和元年度から設立に向けた具体的な支援の方向性を取りまとめた支援計画を作成し、その計画に基づいて支援を進めています。また、支援の一つとして、地域コミュニティ連絡協議会の活動について具体的にイメージしていただくため、既に設立されている協議会の方に設立を検討されている地区に出向いていただき、協議会が行っているまちづくりについてお話しいただく取組みも継続していきます。 今後も地域の皆様に理解を深めていただけるよう努めながら、協議会の設立を進めていきます。 また、令和3年度は、地域コミュニティの活性化に向けて、まちづくり支援担当職員が地域に入り、多世代の住民参加を促す等のコーディネートを行うなど、住民同士のつながりづくりを行う新たな取組みへの支援を継続して行っていきます。 さらに、令和2年度から気軽なつながりをつくるきっかけとして、交流の場を紹介する「ながさき井戸端パーティー」の取組みを始め、専用ホームページを開設しました。この取組みにより、市内で行われる様々な“交流の場”への市民の参加を呼びかけるとともに、地域活動への参画意識の醸成を図っていきます。 自治会については、住民同士のつながりづくりの基礎となっており、自治会加入率の低下により、住民同士のつながりが薄れることは、地域の課題解決に支障をきたす場合もあり、大きな課題であると認識しています。 自治会加入率が低下している要因の一つとして、「自治会に加入するメリットがない」という意見もありますが、自治会は、ごみステーションの管理や、子どもやご年配の方が安心して暮らせるよう見守りを行うなど、地域のために行っている様々な活動を通じ、住みやすいまちづくりに大きく寄与されています。そのような自治会の活動をより一層広く周知し、自治会の必要性を認識していただくことが重要であるため、今後とも「広報ながさき」などを通じ、自治会活動の周知を継続的に行っていきます。 併せて、各自治会や関係団体と連携した加入促進に向けたポスター、チラシ、加入促進グッズ等の配布並びに県や各種企業、団体等への自治会活動への協力依頼に引き続き取り			

組むとともに、他の関連部局とも連携し、新築の分譲マンションをはじめとした自治会未組織箇所に対し、既存自治会への加入や新規自治会の設立への働きかけ、その後のフォローアップを実施するなどの取組みを推進し、加入促進を図っていきたいと考えています。

また、コロナ禍の中、地域活動を行う自治会を支援するために、書面表決による総会等の開催方法や新しい生活様式に対応したイベント等の開催方法の周知や、イベント等開催時の非接触型体温計の貸出し、新しい生活様式に沿った地域活動を安心して再開するため、自治会活動における感染症対策に係る経費に対する支援を行うなどの取組みを行っています。

これまでも、自治会活動を活性化させるために、さまざまな経験・知識・技術をもった方を自治会に派遣する「いきいき地域サポーター制度」を設けています。皆さんに活用していただけるよう、周知を図っていきたいと考えています。

今後とも、関係部局が連携し、地域のまちづくりに関する支援を行っていきます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	障害福祉課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (8) 障がい者自立支援法の趣旨を活かし、障がい者の自立と社会参加の促進を図ること。併せて、長崎市障がい者差別禁止条例の制定を行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、「長崎市第5期障害福祉計画・長崎市第1期障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供基盤の整備を進めているところです。</p> <p>障害者の自立と社会参加の促進に係る取組みとしては、まず、地域で安心して生活できる住まいの場を確保するため、国庫補助制度を活用した障害者福祉施設整備事業の実施等を推進し、これまでグループホームや就労支援施設等の整備を支援し、定員増を図ってきたところです。</p> <p>また、障害者が地域で自立し、安定した生活を営むためには、経済的自立が重要であり、障害福祉センターに設置している障害者就労支援相談所において、就労関係の知識・経験のある職員を配置し、ハローワークや障害福祉サービス事業者、企業などと連携しながら、障害者に対する就労準備のための支援や就職先への定期訪問、定着指導等の支援を行っています。</p> <p>さらに、身近な地域で障害者やその家族の困りごと等の相談を受け、必要に応じて障害福祉サービスが円滑に利用できるよう、市内5箇所に相談支援事業所を設置しています。</p> <p>現在、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする、新たな障害福祉計画を策定しているところですが、障害者や事業者等のご意見を的確に反映し、共生社会の実現に向けた施策の着実な推進に努めていきます。</p> <p>また、障害者に対する差別解消については、「第4期障害者基本計画」(令和元年度～令和5年度)において「障害を理由とする差別の解消の推進」を方針として掲げており、平成29年に策定した障害を理由とする差別の解消の推進に関する「長崎市職員等対応要領」の周知徹底や障害者に対する理解を深めるため、広報紙やホームページ等を活用した普及啓発に努めています。併せて、長崎県が制定した「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」も考慮した上で、長崎市の特性や実情を踏まえて、独自に条例として規定すべき項目があるかなど、障害者団体等のご意見を伺いながら、考え方を整理していきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	スポーツ振興課 文化振興課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (9) スポーツ振興を図るため、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致及び継続した競技力向上対策に努めること。併せて、文化・芸術活動とスポーツ・レクリエーションの振興を図ること。			
回 答 長崎市では、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備を図るため、「する・みる・支えるスポーツの振興」を基本理念とする「長崎市スポーツ推進計画」を策定しており、現在、スポーツ推進審議会にて現行計画の振り返りを行い、令和4年度開始となる次期計画の策定の準備を進めているところです。 これまでも、市民の健康増進とスポーツ人口の底辺拡大を図るため、市民体育・レクリエーション祭などの各種スポーツ大会を開催するとともに、地域や学校においても、ニュースポーツ教室などを実施するなど、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に取り組んでいます。 令和元年度は、ラグビーワールドカップ 2019 年日本大会開催に伴うスコットランド代表チームのキャンプ受入れを行い、市民の機運醸成を図るとともに、公開練習、ラグビー教室、学校訪問等を実施し、世界のトップ選手との交流を深め、「みる」及び「支える」スポーツの振興を図ることができたと考えています。 また、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致については、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、市内各スポーツ施設の有効活用、交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、長崎県スポーツコミッション及び各競技団体と連携して取り組んでおり、その成果のひとつとして、令和3年に延期された東京 2020 オリンピックにおいて、ポルトガル、ラオス及びベトナムのトレーニングキャンプ及び事前キャンプを受け入れる予定です。 このキャンプ受入れについては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、様々な行動規制等が考えられ、国の手引書を基にマニュアルを整備する必要があります。 市民との交流についても、一定の制限が考えられ、どういった交流が可能なのか国や他都市の状況を見極めながら進めていきたいと考えており、令和3年5月7日（金）に延期された聖火リレー実施の成功と併せてオリンピック開催を契機としたスポーツへの関心に寄与することができるよう取り組んでいきます。 競技力向上対策については、長崎国体に向けて取り組んできたジュニア選手育成の成果と各競技団体における強化事業のノウハウを活かし、国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等の全国大会等で優秀な成績を収めるため、公益財団法人長崎市スポーツ協会を通じて、各競技団体が行う競技力向上対策事業の経費の一部を補助するなど、主にジュニア			

層の競技力向上に、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

次に、文化・芸術活動の振興については、「長崎市市民文化活動振興プラン」に基づき、学校など身近な場所に演奏家やプロの演劇人を派遣する「アウトリーチコンサート」や「演劇アウトリーチ」、アーティストと市民と一緒に作品の制作やワークショップを実施する「長崎アートプロジェクト」の開催など、市民が身近に文化・芸術に触れる機会の創出に努めています。

また、市民が自主的に文化・芸術活動を活発に行えるよう、市民文化団体の発表の場を創出する市民音楽祭などを開催するほか、市民文化団体が行う文化事業への助成等を行っており、令和3年度から、若者の芸術文化の振興と活動の活性化を図り、将来、芸術文化活動を続ける市民の増加をめざして、芸術文化に係る全国大会等へ出場する小中学生と高校生を対象とした奨励事業を創設します。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントが自粛される中、芸術文化の灯を絶やさないため、「新しい生活様式」にあった、屋外コンサートや演劇公演、ビーチシアターを開催し、市民文化団体や市民演奏家等の活動再開を応援するとともに、市民が芸術文化に触れる機会をつくり、心豊かな生活を取り戻すきっかけをつくる「長崎文化時間の創出事業」を実施しています。

今後とも、新型コロナウイルス感染症より、多大な影響を受けている芸術文化関係者を応援しつつ、芸術文化あふれる暮らしの創出を目指して、引き続き取組みを進めていきます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	適正配置推進室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(10) 教育行政について</p> <p>①小・中学校の学校統廃合の実施にあたっては、地域住民・保護者の意向も尊重し十分な理解と協力を得て行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、多くの学校で小規模化が進んでいる中、「長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針」を策定し、子どもたちが集団生活の中で活気に満ちた活動ができる学校規模を確保することとしています。この方針に基づいて、地域ごとの具体的な実施計画（案）を作成し、対象となる学校の保護者や地域の皆様と意見交換を重ねながら学校規模の適正化と適正配置に取り組んでいるところです。</p> <p>進捗状況としては、平成30年4月に尾戸小学校を長浦小学校へ、令和2年4月に式見中学校を小江原中学校へ、川平小学校を西浦上小学校へ統合したところであり、さらに、令和3年4月に江平中学校を山里中学校へ統合することとしています。</p> <p>学校は、教育の場だけでなく地域コミュニティの核として、防災拠点や地域交流の場等、様々な機能も併せ持っていることから、地域の皆様にとって大切な存在であり、学校を残してほしいという想いがあることも十分に理解させていただいているところです。</p> <p>学校統廃合については、様々な意見があり、教育委員会が開催する意見交換会において合意形成を図ったものや、地域主導で統廃合について意見集約が図られたものなど、合意に至る過程はそれぞれの地域の実情に応じた形があるものと考えています。</p> <p>今後も、学校に関係する各団体の皆様のご意見を伺いながら、各地区の実情に配慮し丁寧な説明のもと、十分な協議を行い、ご理解が得られるよう努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	施設課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(10) 教育行政について</p> <p style="padding-left: 2em;">②教育予算を拡充し、教育環境の充実に向けて計画的な施設整備に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>小中学校の施設整備については、施設の経過年数による保全の必要性、各学校の老朽化の状況や危険箇所を確認した上で優先度を考慮し、施設の機能改善を図っています。</p> <p>特に、子どもたちの安全安心に直結するものや、建物躯体に影響を及ぼす恐れがある外壁落下防止や雨漏り防止、消防用設備改修については、法定点検や日常点検の結果をもとに最優先として迅速な対応に努めています。</p> <p>国の方針においては、令和2年度までに「学校施設の長寿命化計画」を策定することとなっており、各学校の建物躯体の状況に応じて、改築を行うものと大規模改造等により長寿命化を図るものを分別し、今後の改修時期等について、学校ごとに策定することとしています。</p> <p>また、近年、全国的に風水害や台風等による災害が発生している状況の中で、長崎市の学校施設においても防災機能強化の推進が喫緊の課題となっており、計画的な施設整備を進めていくことが必要であると認識しています。</p> <p>これらのことから、児童生徒が安全安心に学校生活を過ごせるよう教育環境の改善を図るとともに、国庫補助事業の更なる拡充を求め国への要望活動を継続的に行う等、予算の確保に努めていきます。</p> <p>なお、令和3年度は、小中学校の改築事業として、西町小学校の基本実施設計及び琴海中学校の敷地測量等調査に着手するほか、改修事業として、桜が丘小学校ほか11校の外壁等を整備することとしています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	学校教育課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(10) 教育行政について</p> <p style="padding-left: 20px;">③統合型校務支援システムの活用と教職員の勤務時間の縮減に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>教職員の長時間労働が全国的な課題となっている中、長崎市では、統合型校務支援システムを平成31年4月からすべての小中学校において本格運用を開始しています。現在、出席簿、学校日誌等の各種公簿や通知表等の諸帳簿の作成に加え、グループウェア機能を活用した職員会議資料等の配布・共有などにも本システムを活用し、業務の効率化を進めているところです。</p> <p>また、本システムの効果的な活用について、定期的に学校の意見等を収集し、検討を重ねているところであり、なお一層の統合型校務支援システムの活用を推進していきたいと考えています。</p> <p>勤務時間については、平成30年9月から市内全ての小中学校にカードリーダーを設置し、出退勤時刻の正確な把握に努めるとともに、勤務時間管理に当たっての事務負担の軽減と、教職員の働き方に関する意識改革を図っています。令和元年12月には、いわゆる「給特法の一部を改正する法律」が公布され、長崎市においても関連規則を定め、原則として、月45時間、年間360時間の時間外在校時間を上限とする「教育職員の勤務時間の上限に関する指針」と「業務改善アクションプラン」を策定しました。</p> <p>令和2年度からの新たな取り組みとして、80時間超過勤務職員について令和3年4月までを目処にできるだけ早い時期に「0」にする目標を掲げ、18時以降在校する場合は、その理由を記録するようにしています。</p> <p>また、学習プリント等の印刷や採点業務の補助などを教師に代わって行う学校サポーターを、これまでの小学校に加え、新たに10学級以上の中学校に配置しており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策としての消毒業務も行うなど、教職員の業務軽減につながっています。さらに、部活動指導の負担軽減のために、中学校3校に部活動指導員を配置したところです。</p> <p>これらの取り組みを通して、平成30年度の月80時間超過勤務教職員数は、小中学校で延べ792人でしたが、運用開始後の令和元年度は633人に減少しています。令和2年度は12月までで延べ267人で更なる減少傾向にあります。</p> <p>「週1回の定時退校日」や「週2回の部活動休養日」、「家庭の日（第3日曜日）」の実施も定着しており、引き続き、教職員の勤務時間の縮減に努めていきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環境部	環境政策課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (1) 環境にやさしいまちづくりの推進 ①地球温暖化対策に向けて、長崎市として積極的な施策を展開すること。			
回 答 長崎市における地球温暖化対策については、平成 29 年 3 月に改訂した「長崎市地球温暖化対策実行計画」において、長期目標としては、2050 年における市域の温室効果ガス排出量を 2007 年度比 80%削減とし、中期目標としては 2030 年における同排出量を同様に 43%削減として、この間、様々な角度からの削減戦略に基づく取組みを行ってきたところです。 そのような中、地球温暖化の直接的な要因である温室効果ガスの排出量は世界全体で増え続け、その増加がもたらす気候変動が市民生活を脅かす事態にもなっており、まさに地球温暖化対策は世界レベルでの喫緊の課題となっています。 その課題解決のために、世界レベルでは、温室効果ガス排出量削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定の採択や、持続可能な開発目標である「SDGs」が提唱され、EUにおいては、2050 年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという明確な目標設定を行ったうえでの具体的な対策が進められています。 国内でも、経済と環境の好循環を成長戦略の柱として、2050 年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにするいわゆる「カーボンニュートラル」を達成し、脱炭素社会の実現を目指すという国の方針が示され、国と地方が一丸となった実効性のある取組みが求められています。 地球温暖化対策は、あらゆる主体が連携して取り組むことが重要であり、長崎市においても、脱炭素社会の実現に向けた取組みを加速するため、2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ」を表明し、さらに、連携中枢都市圏での地球温暖化対策実行計画の共同策定に向けた検討を進めていきたいと考えています。 また、再生可能エネルギーの地域での利用を促進するため、令和 2 年 2 月に設立した地域新電力「㈱ながさきサステナエナジー」が中心となり、市内の産官学民と連携した新たな脱炭素事業の創出を後押しするとともに、市有の発電施設に電気自動車の急速充電設備を令和 3 年度に整備し、平時における市民等の利用に加えて、非常時には電気自動車を非常用の電源として活用できるようにすることで、電気自動車の普及と非常時の自立した電源の確保を目指します。 さらに、長崎市における次世代自動車導入計画を前倒しし、公用軽自動車の電気自動車化を進め、道路や公園の照明灯の LED 化を令和 3 年度に完了するなど、率先的に取り組みます。 また、市民等の環境行動の実践を推進するため、「長崎市地球温暖化防止活動支援センター」を主体とした啓発活動を行ってきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環境部 商工部	環境政策課 商工振興課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (1) 環境にやさしいまちづくりの推進 ②再生可能エネルギーの普及促進を図ること。			
回 答 長崎市内で消費されるエネルギー消費量は、人口減少や省エネ機器の普及により減少傾向にあり、温室効果ガス排出量についても、再生可能エネルギーの普及等による電力由来のCO ₂ 排出係数の改善が影響し、減少傾向となっています。 長崎市においては、平成25年度から「ながさきソーラーネットプロジェクト」を実施し、再生可能エネルギーを地域で作り出す取組みを実施しており、太陽光以外の再生可能エネルギーについても、木質バイオマスに関して、これまでの調査結果等も踏まえ、地域内循環利用に向け、庁内の関係課とも課題の共有や協議を行うとともに、市内の需要事業者や供給事業者への情報提供や普及啓発と、さらにはマッチングを図っていくこととしています。 また、市有施設で発電した再生可能エネルギーを市有施設の一部に供給する地域新電力「㈱ながさきサステナエナジー」を令和2年2月に設立し、公共施設への電力の安定供給を進めるとともに、産学官民と連携した新たな脱炭素事業の創出を図っていくこととしています。 さらに、令和3年度には、再生可能エネルギーの利用促進と災害時の自立した電源の維持を目的として市有施設に急速充電設備を設置し、電気自動車の普及促進と災害対応蓄電池化にも繋げることであります。 一方、長崎県海域においては、五島市沖や江島平島沖で、大規模な洋上風力発電の設置が計画されており、また、長崎大学文教キャンパス内に、令和2年10月に洋上風力発電の専門人材育成機関である「長崎海洋アカデミー」が開校されるなど、本格的な普及に向けて取組みが進められています。 長崎市では、製造業を営む市内事業者の経営の多角化を推進するため、海洋再生可能エネルギー分野などの新事業への進出に必要な可能性調査や人材育成の取組みを支援してきており、令和2年度は、6件の可能性調査と3件の人材育成の取組みを支援しています。あわせて、令和2年11月補正により、新事業進出の際に必要な設備投資などに対しても支援をしており、令和3年度においても引き続き支援することで、市内事業者の新事業進出の取組みを加速させていきます。 特に海洋再生可能エネルギーについては、長崎市の基幹産業である造船業で培ってきた技術を転用できる分野であり、また新たな成長産業として期待される産業であることから、地場企業の海洋再生可能エネルギー分野への進出について引き続き支援したいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理財部 環境部	契約検査課 検査指導室 環境政策課 廃棄物対策課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (2) 省資源、循環型、低炭素社会への推進 ①市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。			
回 答 循環型社会の構築については、リサイクル製品の活用と資源物の再商品化が重要であると認識しています。 まず、建設工事におけるリサイクルについては「建設副産物処理要領（長崎市）」に基づき、契約図書である現場説明書に契約の条件として再生アスファルトや再生砕石などの再生資材の利用を明示しています。 また、建設工事で発生するコンクリート殻やアスファルト殻なども、同要領に基づき、再生資源化等を行う施設名や搬出する数量を現場説明書に明示して、契約の条件とするとともに、受注者に求めている提出書類により、工事の着工前の建設副産物のリサイクル計画の確認と、工事後の報告書により、適正な実施の確認を行っています。 なお、建設工事に使用するリサイクル製品の積極的な活用については、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質を満たし、基本単価一覧表に掲載されているリサイクル建設資材の使用を推進しています。 次に、物品購入については、「長崎市グリーン購入判断基準」に基づき、国の「環境物品等の調達に関する基本方針」の基準に合わせた文具類やOA機器等の物品の購入を進めることにより、環境負荷の低減に努めています。また、事業所に対しても、事業活動において、さらに環境に配慮した取組みを実践してもらうべく、時津町や、長与町とも連携して環境マネジメントシステム(EA21)の普及に向けた取組みを推進しているところです。 併せて、ごみの減量化のみならず、資源物の再商品化にも繋がるリサイクルの取組みとして、ペットボトルやガラスびん、プラスチック製容器包装について、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化事業者を引き渡すとともに、リサイクルが可能な一般廃棄物の処理を市内事業者へ委託し、ごみの減量化に努めているところです。 今後とも、リサイクル製品等を積極的に活用し、環境に配慮した取組みに努めるとともに、資源物の再商品化をすすめることで、リサイクルの推進とごみの減量化を図り、循環型社会の構築につなげていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部 中央総合事務所 東・南・北総合事務所	子育て支援課 地域整備1・2課 地域整備課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (3) 自然体験型公園、都市公園等の健康遊具等の充実を図ること。			
回 答 自然体験ができる「あぐりの丘」については、子どもたちが遊びながら健やかに成長できるように、雨の日や寒い日などでも遊べる全天候型子ども遊戯施設を整備することとして令和2年度に実施設計を行っており、施設の中に設置する遊具は、ユニバーサルデザイン遊具も設置する予定とし、令和3年度は、令和4年度のオープンを目指し、建設工事に着手します。 また、都市公園等の健康遊具等の充実については、市内の公園は総合公園から街区公園まで約500箇所あり、令和2年12月末までに約140基の健康遊具を設置しています。 このうち特に街区公園につきましては、人口減少や少子高齢化により建設当時に想定していた公園利用者から状況が変わってきているところがあります。 健康遊具等は、公園の再整備や遊具施設の更新に際して地域と十分に協議しながら、必要な健康遊具の整備を行っていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課 商工振興課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (1) 地場企業の育成と商店街の振興 ①中小企業経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進を図ること。			
回 答 <p>長崎市では、地元経済振興のためのまちづくりの方針として、第四次総合計画に「活力に満ち、発展し続けるまち」を掲げ、地場企業の経営の効率化や人材育成・確保の取組み、商店街の利用促進の取組みを行っています。</p> <p>経営安定支援策については、「長崎市中小企業融資制度」により、金融機関への預託を通じ、長崎県信用保証協会とも連携し、中小企業者の事業運転や設備投資に係る資金の円滑な調達につなげるとともに、その際に生じる信用保証料の一部又は全部を補給することで中小企業者の経費負担の軽減を図っています。このうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける市内中小企業者の資金繰りに対応するため、長崎市の制度融資である「長崎市中小企業災害復旧等支援資金」により、業績の悪化によるセーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定を受けた中小企業者に対し、信用保証協会の保証料を市が補給し、低利での融資を受けられることとしました。</p> <p>本制度に加え、商工部内に金融の専門相談員を配置し、きめ細やかな対応により融資制度の利用促進を図り、中小企業者の経営の健全化及び事業の安定化に努めています。</p> <p>また、経営基盤を支える人材確保については、若年者の地元就職及び定着を促すため、「企業情報の発信」と「学生と企業の交流機会の創出」、「企業の採用活動の支援」を柱とした若年者雇用促進策を実施しています。</p> <p>具体的には、学生や保護者の地元企業に対する知名度向上を目的とした企業紹介番組や書籍を制作するとともに、地元企業と学生の接点創出を目的とした市主催の企業研究会や保護者向け地元就職促進セミナー、国・県・大学等と連携した就職イベント等を開催しています。また、企業に対しては、効果的な採用活動方法などを学ぶセミナーの開催のほか、企業ホームページの制作や県外開催の就職イベントへの出展など、採用活動に係る経費の一部を支援しています。加えて、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、学生の就職活動及び企業の採用活動は、オンラインでの活動が主流となり、今後も定着すると予想されることから、オンラインでの情報発信を強化するとともに、企業のオンラインでの採用活動を支援しているところです。</p> <p>商店街等の振興については、魅力向上やにぎわいの創出のための商店街アーチの改修、街路灯整備等の共同施設整備や、イベント開催による消費拡大の取組みなどのソフト事業へ支援しているほか、令和2年度においては、7月から新型コロナウイルス感染症に係る</p>			

緊急経済対策として、「商店街等にぎわい復活支援事業費補助金」により、イベント等ソフト事業への支援を行っています。また、長崎市中心市街地等の個店に対しても、観光客の誘客と消費拡大に資する取組みへの支援を行っています。

これらの中小企業に対する支援策については、市内の事業者を集めた説明会で周知するほか、経済関係団体との会合など、あらゆる場での情報共有により利用を促すこととしており、今後とも中小企業や商店街のニーズを把握しながら支援策の充実を図り、関係機関とも連携した利用促進に取り組んでいきます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	商工振興課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり</p> <p>（1）地場企業の育成と商店街の振興</p> <p style="padding-left: 20px;">②ものづくり産業（中小企業）への行政支援と、きめ細かな経営支援を図っていくこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市における製造業全体の製造品出荷額は5,179億円（令和元年工業統計調査）で、そのうち、造船造機製造業が約8割を占めており、また雇用の観点からも重要な役割を担っていることから、長崎市としても「第四次経済成長戦略」において、造船造機製造業を重点分野として位置づけ、人材育成や取引拡大などに対する支援を実施しています。</p> <p>人材育成については、若手技能者に対する技術・技能の伝承や中堅技能者に対する造船造機技術指導員の直接指導による高度な技術習得のほか、長崎地域造船造機技術研修センターによる新人研修を実施し、これまで延べ351名が参加し、技術・技能の伝承を図っています。</p> <p>また、令和元年度に引き続き、長崎工業会による生産効率化に向けた「カイゼン活動」や「人材育成」などの取組みに対する支援をはじめ、「優れモノ認証制度」等による販路拡大支援、市内中小企業の新事業分野への進出やIoTを活用した生産性向上に必要とされる事業可能性調査及び人材の育成に対する支援、大手企業OBの中小企業コーディネーター等による相談・助言を行っています。</p> <p>今後とも、引き続き長崎県や関係団体と連携し、地場企業の競争力強化や経営力強化に向けた支援に取り組んでいきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部	観光推進課 交流戦略推進室
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造 ①登録された二つの世界遺産と併せ、長崎の観光資源を更に磨くとともに、観光立国ショーケース、長崎市版DMOの取り組みについては期を逃すことのないよう、具体的な取り組みを加速し交流人口の拡大に努めること。			
回 答 長崎市は、平成28年1月に釧路市、金沢市とともに、2020年までに多くの外国人観光客を地方へ誘客するモデルケースを確立する「観光立国ショーケース」に選定され、平成29年3月には、観光立国ショーケースの形成を推進するための具体的な計画である「観光立国ショーケース実施計画」を策定しています。策定した計画に基づき、観光庁をはじめとした関係省庁の支援を受けながら、「日本版DMOの確立」、「観光資源の磨き上げ」、「ストレスフリーの環境整備」及び「海外への情報発信」の4つの取組みを推進してきました。 まず、1点目の「日本版DMOの確立」については、平成30年3月に（一社）長崎国際観光コンベンション協会が観光庁から日本版DMO法人として登録され、地域の舵取り役として、多様な関係者との合意形成や組織強化に取り組んできました。平成31年4月にはCMO（最高マーケティング責任者）を配置するとともに専門人材の採用を進めたことにより、令和2年4月には9人体制が整ったところです。 DMOでは、インバウンドとMICE分野を中心とした取組みを行う中で、令和元年度はMICE分野において、観光庁から「コンベンションビューロー機能高度化事業」の支援都市に採択され、海外コンサルタントの助言を受けながら、国際会議誘致を行うためのノウハウを学ぶとともに、国との連携を強化することができました。また、令和2年度は、日本政府観光局（JNTO）において、全国16のMICE都市の一つとして国際会議誘致のためのパンフレット（日・英版）を作成いただいたところです。 また、令和2年8月には、観光地振興に意欲とポテンシャルがあり、積極的かつ先進的な取組みを行う全国32法人の一つとして「重点支援DMO」に採択されました。今後、地域課題に応じた国の職員派遣や観光庁補助事業の活用など多面的な支援をいただけることとなっています。 2点目の「観光資源の磨き上げ」については、2つの世界遺産である「明治日本の産業革命遺産」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の保存・活用や、夜間景観の更なる魅力向上などに力を注ぎました。 また、DMOを中心に、既存コンテンツの磨き上げのみならず、コロナ禍での安全・安心対策を織り込みつつ、郊外の自然環境を活用したアウトドアの体験型コンテンツの造成も積極的に進めているところです。特に、野母崎地区においては、恐竜博物館のオープン			

に向け、地域資源の掘り起こしにも力を入れており、地域の関係者と協議を重ねています。

3点目の「ストレスフリーの環境整備」については、主要観光施設及び路面電車の電停における公衆無線LANの整備・運営を行っており、民間が運営するアプリを活用し、無線LANの利用開始一元化の取組みを行いました。今後もこれらの取組みに加え、観光施設の説明版やパンフレット及び飲食店メニューの多言語化やキャッシュレス化の推進等、民間企業とも連携しながら外国人観光客が一人でも周遊・滞在を楽しむための環境整備、地域消費の拡大につながる取組みを推進していきます。

また今後、DMOにおいては、九州新幹線西九州ルート of 暫定開業に向けて、総合観光案内所の機能強化などワンストップでのコンシェルジュ機能の向上に取り組んでいくこととしています。訪問客のニーズに即して、着地型の商品販売や周遊・滞在を促す提案を行うことで、訪問客の満足度向上と地域消費の拡大をめざしていきます。

最後に、4点目の「海外への情報発信」については、新型コロナウイルス感染症収束後の訪日旅行再開に向け、特に早期の回復が見込まれそうな国・地域を対象として、長崎県観光連盟等と連携し、魅力的な体験型コンテンツや過ごし方をWEBやSNSを活用して継続的に情報発信していくこととしています。

令和3年度には、国内誘客事業も行政からDMOに移行する予定であり、ポストコロナに向け、データ分析・マーケティングを強化しながら、国内外の観光のみならずMICEも含め多様な目的の訪問客を呼び込む活動を進めていきます。

令和2年度で観光立国ショーケースは最終年度となりますが、引き続き、国の支援制度等をしっかり活用しながら、DMOの組織強化と機能向上を図り、交流人口の拡大による地域活性化の取組みに努めていきます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部 企画財政部	産業雇用政策課 商工振興課 開港 450 周年事業推進室
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造 ②長崎港開港 450 周年を契機に港を生かした新産業創設に努めること。			
回 答 長崎港開港 450 周年を契機とした、港を生かした新産業の創設については、長崎県、長崎市、長崎商工会議所が発起人となり、官民 141 の団体により組織する長崎開港 450 周年記念事業実行委員会に、大学や海洋関連分野の企業の関係者で構成するワーキンググループ「港の未来を考える部会」を設置し、次の 50 年を見据えた「長崎港の将来像」の策定に向けた議論を進めています。 この長崎港の将来像は、長崎の海洋フィールドにある製造・流通・水産・観光・レジャーなどの技術・資源を活かし、広い海洋利用の視点に立った新たな海洋関連産業の育成、創出に向けて、港の活かし方や海の楽しみ方の創造を図ることを目指しています。 また、このワーキンググループでの一連の作業で構築される業種業態の垣根を超えたネットワークが、令和 3 年度以降、新産業を生み出す交流基盤（プラットフォーム）となり得るものと考えます。 一方、長崎市では、重点プロジェクトとして、地域の中で新たな産業の種を育てる「新産業の種を育てるプロジェクト」に取り組んでいます。 海洋産業は既にある長崎の「強み」の一つであり、特に海洋再生可能エネルギーについては、造船業で培ってきた技術を転用できる分野であり、今後、成長分野として期待されています。 このような中、長崎市では、地場企業の海洋再生可能エネルギーをはじめとする新分野への進出の取組みを促進させるため、必要となる可能性調査や人材育成に要する経費の一部を補助しており、引き続き、新たな産業の創出と集積に向けて取り組んでいきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部	世界遺産室 観光政策課 観光推進課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (3) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進 ①「明治日本の産業革命遺産」「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、それぞれの保存整備と併せ周辺環境整備の取り組みを加速させ、地域に負担とならないよう努めること。併せて、保全管理の財源確保にも努めること。			
回 答 長崎市には、平成27年に世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の8資産と、平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の3資産をあわせて11の資産があります。 世界遺産の構成資産は、将来にわたる万全の保護措置や来訪者に対する受入態勢の整備が必要です。 「産業革命遺産」の構成資産のうち、特に劣化の激しい端島（軍艦島）については、「史跡高島炭鉱跡整備基本計画」に基づき、計画的な保存整備を実施しており、護岸の整備事業においては、令和3年度からの実施に向けて検討しています。 端島以外の構成資産についても、三菱重工業株式会社長崎造船所所有の稼動資産以外は、国の文化財に指定されていることから、国の文化財補助事業を活用することとしています。また、「潜伏キリシタン関連遺産」についても国の文化財補助事業を活用することとしています。 構成資産の整備については、多額の予算を必要とすることから、今後とも、引き続き、国や長崎県に対し、財政面での支援を強く求めていくとともに、端島の整備に関しては、端島見学施設使用料及びふるさと納税などを原資とする「端島（軍艦島）整備基金」を設置しており、将来にわたる整備事業の財源を確保していきます。 また、端島見学施設の災害復旧対策については、これまでの台風による施設損壊の経験に基づき、現在、復旧に必要な資材の事前調達等を行っていますが、令和元年度に本市に接近した台風17号では、想定外の被害が発生したこともあり、復旧に約5か月の期間を要しました。 これらを踏まえ、令和2年度より台風の波浪により損壊しやすい転落防止柵等部材の一時撤去や、栈橋等が損壊した場合でも各船舶に防舷物を装備しての接岸などを行うことで復旧までの期間の大幅な短縮ができたことから、今後も部材の材質なども含め、研究を行い、災害に強い施設づくりに努めていきたいと考えています。 周辺環境整備については、これまでも教会堂周辺の環境に配慮した駐車場、トイレ、誘導板、案内板の設置などの整備を実施しているほか、令和2年度においても構成資産までの歩行者用ルートの整備を実施するなど、出津、大野の集落については観光客の増加による住民の生活環境への影響が出ないように、地元住民の意見もお聴きしながら、引き続き整			

備を実施します。

また、4カ国語表記の説明板を道の駅「夕陽が丘そとめ」と外海歴史民俗資料館に設置するなど来訪者への情報提供を行うとともに、これらの施設に遠藤周作文学館を加えた3施設には、外国人観光客を含めた来訪者の利便性向上のため、公衆無線LAN環境を整えています。

今後とも世界遺産価値を損ねることのないよう、構成資産及び周辺環境の保存整備に努めるとともに、地域住民に喜んでいただけるよう、価値を磨き上げていきます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部 企画財政部 建築部	産業雇用政策課 移住支援室 住宅課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (4) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持 ①将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進するとともに、企業誘致についても県と連携を図り、正規雇用の拡大に向けて全力で取り組むこと。また、U・I・Jターンに対する定住支援策を図ること。			
回 答 人口減少対策は長崎市として最優先で取り組むべき課題であり、特に若年者の定住を促進することは喫緊の課題であると認識しています。 現在、若年者の地元就職及び定着を促すため、「企業情報の発信」と「学生と企業の交流機会の創出」、「企業の採用活動の支援」を柱とした若年者雇用促進策を実施しています。 具体的には、学生や保護者の地元企業に対する知名度向上を目的とした企業紹介番組や書籍を制作するとともに、地元企業と学生の接点創出を目的とした市主催の企業研究会や保護者向け地元就職促進セミナー、国・県・大学等と連携した就職イベント等を開催しています。 また、企業に対しては、効果的な採用活動方法などを学ぶセミナーの開催のほか、企業ホームページの制作や県外開催の就職イベントへの出展など、採用活動に係る経費の一部を支援しています。 加えて、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、学生の就職活動及び企業の採用活動は、オンラインでの活動が主流となり、今後も定着すると予想されることから、オンラインでの情報発信を強化するとともに、企業のオンラインでの採用活動を支援しているところです。 企業誘致は、若年者にとって良質な雇用機会を拡大する観点から、若年層に流出に歯止めをかけるための即効性かつ効果的な施策であると認識しており、平成25年度から令和2年度までに30社を誘致し、現時点で約2,100人の雇用を創出しています。 企業誘致における正規雇用の拡大策としては、長崎市企業立地奨励条例の雇用奨励金の交付要件において、正規雇用者数を重視した補助としています。 今後とも、更なる雇用の創出に向けて、県及び長崎県産業振興財団と連携した企業誘致活動を進めていくとともに、既に立地した企業に対しても、引き続き正規雇用の拡大を要請していきます。 次に、U・I・Jターンに対する定住支援策については、令和元年度から年間200人の移住者を目標として、「移住支援室」を設置し、総合相談窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」を開設しました。また、長崎県と県下市町で協働運営している「ながさき移住サポートセンター」と連携し、県外に在住し、長崎市へのU・I・Jターンを希望する方からの「仕事」「住まい」などの相談に対応するなどきめ細やかな支援に取り組んだところ、			

年間 292 人の方に移住いただきました。令和 2 年度においても年間 200 人を目標に取り組んでいるところですが、目標を達成した令和元年度の同時期よりも増加傾向にあり、令和 3 年 1 月末現在の速報値は 226 人となっています。

現在、新型コロナウイルスの影響もあり、都市部から地方への移住に関心が高まっています。加えて、地方移住を考えている方を対象とした調査では、従来の地方都市に加え、農村、山村地域など過疎地への関心が高まっているという調査結果も出ています。長崎市は都市部での暮らしに加え、移住希望者の関心が高まっている豊かな自然に囲まれた田舎での暮らしのどちらにも対応でき、さらに都市部で暮らしながら余暇に豊かな自然を楽しむという暮らしも実現できることが強みであるため、チャンスであると考えています。

また、新型コロナウイルスの影響によりリモートワークを経験し、柔軟で多様な働き方が大企業を中心に広まったことで、リモートワークを行いながら、都市部での仕事を続けつつ地方に移住するケースが徐々に増加してくるものと想定されます。

住まいに関しては、若者や子育て世帯が住みやすいまちを目指す住みよかプロジェクトを推進しているところであり、市営住宅においては、水回り等の改善による子育て世帯が住みやすい住戸や、将来の建替え等により入居者の募集を行っていない空き室などを活用し、新規就労者や移住者に対する住まいの提供を行います。

長崎市は今後、出島メッセ長崎の完成、九州新幹線西九州ルートの開業と長崎駅周辺の整備及び長崎スタジアムシティ開業など、100 年に一度ともいえる大きな変化を迎えることから、新たな雇用機会が生まれることが期待されます。また、IT 系の誘致企業が増え、IT の技術を持つ人の雇用機会が豊富になりました。これらのことは新たなまちの魅力となり、移住者の増加につなげるチャンスとなります。

このような現状を踏まえて、長崎市での暮らしの魅力や仕事に関する情報発信の強化や実際に長崎の魅力を体験してもらうための取組み及びリモートワークをする移住者にも対応した移住支援制度への変更を行うことで、U・I・J ターンの増加につなげていきます。

さらには将来的な移住者となりうる関係人口の創出・拡大に取り組むことで、移住の促進につなげていきます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部 企画財政部	産業雇用政策課 都市経営室
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (4) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持 ②産学官の連携を図り、活力あるまちづくりに向けて、環境整備の促進を図ること。			
回 答 企業誘致については、雇用の受け皿の確保という直接効果に加え、誘致企業の事業展開による地域経済の進展にも効果があることから、長崎県や公益財団法人長崎県産業振興財団と連携しながら企業誘致に努めてきました。 平成 30 年度から令和元年度にかけて情報通信関連分野の企業 7 社が研究開発拠点の立地を決定しています。この背景には平成 28 年度に長崎県立大学に情報セキュリティ学科が、令和 2 年度に長崎大学に情報データ科学部が開設されるなど、情報通信関連分野の人材育成に係る環境の整備が進んでいることが要因の一つであると考えています。こうした誘致企業と大学・地場企業などとを結びつけ、産学官が連携して新たな産業の創出を支援していくことは、企業誘致における長崎の強みになると考えています。 また、長崎市では、重点プロジェクトの一つとして、基幹産業以外の新たな産業の種を見つけ育てていこうとする「新産業の種を育てるプロジェクト」に取り組んでいます。この中で、地域課題の解決を切り口として、地場企業、県外企業、金融機関、大学、行政といった様々な主体が組織の垣根を超えて交流し、それぞれの研究や技術を組み合わせることによって課題を解決していくオープンイノベーションの手法を活用して、新規ビジネスの創出に取り組んでいます。 さらに、これに関して、令和 2 年 10 月には、長崎市、長崎大学、長崎県立大学、NTT西日本、NTTアーバンソリューションズ、ふくおかフィナンシャルグループ及び十八親和銀行の 7 者で、産学官金連携協定を締結しました。 今後、7 者が持つ強みを活かしつつ、地場企業や誘致企業をはじめとした様々な主体の参画を得ながら、地域の活性化や地域課題の解決に向けた種々の取組みを推進していきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部 中央総合事務所	産業雇用政策課 生活福祉 2 課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり</p> <p>(5) パートや派遣で働く人の労働条件の改善を図るために、関係先と連携を図り、関係法令の遵守や適切な雇用管理についての周知・啓発に努め、安心して働ける社会環境の確立と格差是正に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>非正規雇用者については、平成6年以降、全国的に緩やかな増加傾向にあり、平成28年経済センサス活動調査によると、長崎市においては、雇用者166,753人のうち約4割の65,746人が非正規雇用者となっています。</p> <p>こうしたなか、平成30年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成31年4月から順次施行されています。</p> <p>なかでも、非正規雇用者に対する待遇改善の取組みとしては、「パートタイム・有期雇用労働法」の改正により、同一企業内において、正規雇用者と非正規雇用者の間で、基本給や賞与、手当などのあらゆる待遇について、不合理な差をつけることを禁止し、両者の間に不合理な待遇の違いがある場合は、就業規則や賃金規程の見直しが必要となっており、中小企業における同法の適用は令和3年4月1日からとなっています。</p> <p>これら関係法令の遵守にあたっては、長崎市ホームページや事業者へのダイレクトメールにより順次情報発信し、労働条件の改善等に向けた周知・啓発を行っています。</p> <p>また、未就職者の就職と収入増加を図るため、長崎労働局との共同事業として、平成26年9月から、庁内に生活保護受給者等を対象としたハローワークの常設窓口を開設しているほか、離職等により経済的に困窮し、住居を失う恐れのある方への住居確保給付金の支給など、国や長崎県と連携して取り組んでいます。</p> <p>今後も関係機関と連携し、市内事業者に対する労働条件の改善に向けた周知・啓発を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら、労働者が安心して働くことのできる環境の確立と格差是正に努めたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部	水産農林政策課 農林振興課 水産振興課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (6) 長崎の豊富な農水業を活用した農林水産の振興を推進すること。併せて、「地産地消」事業の推進により「長崎の食」をPRするとともに、ブランド化と販路拡大に努めること。			
回 答 農業の振興については、関係者と連携を図りながら、地域ブランドの育成を推進する「産地づくり」、安心して農業を営む環境づくりを進める「地域づくり」、意欲ある農業者の育成確保を図る「人づくり」、多様な主体の交流促進により食関連産業を活性化する「交流づくり」の4点を柱に、担い手が継続できる農業の実現をめざし、取組みを進めています。 具体的には、長崎市を代表する農産物である「びわ」、「長崎和牛・出島ばらいろ」など地域ブランドの生産や、「いちご」、「花き」など地域特産の農産物の生産基盤の充実、生産者の所得向上や消費拡大に向けた取組みを進めています。 また、新規就農者を確保・育成するため、初期投資の軽減策やフォローアップ体制の充実を図るとともに、スマート農業の導入や基盤整備の検討など、農業の魅力向上に取り組んでいるところです。 次に、水産業については、漁港施設の整備、水産種苗の放流、新規漁業就業者への支援事業等を着実に実践し、長崎市の豊かな水産資源を活用した水産業の振興を図っています。 また、水産加工業者などで構成する実行委員会に対して、大消費地における展示商談会に出展する際の経費を補助し、単独出展が困難な事業者が効率的にバイヤーと商談できる機会を創出しています。 さらに、ホームページやSNSを活用した「魚の美味しいまち長崎」の情報発信を行うとともに、ガイドブックやタペストリーによる「四季の美味しい魚」提供店舗の顕在化を行い、受入体制の強化にも取り組んできました。その結果、観光客の「長崎の魚」の認知度は増加したものの、消費につながっていないという課題があります。 そこで、今後の「長崎の魚」のPRについては、市民が来訪者にお勧めしたいと考えている「刺身」にスポットを当て、食べ方がイメージしやすい新たなキャッチコピー「さしみシティ」を軸としたPRに取組み、併せて、提供店舗のクオリティ向上のための講習会の実施や、地元機運の醸成と市民や民間企業の主体的な取組みを促すための「さしみシティプロジェクト」認定制度・補助制度を創設し、これらの取組みを一体となって推進することで、『長崎＝「さしみシティ」』の認知向上とともに消費拡大を図っていきたいと考えています。 地産地消の推進による「長崎の食」のPRについては、食関係団体と連携したイベントの開催、広報ながさきやホームページ等による長崎ならではの食材や食文化の情報発信、農水産物直売イベントの開催に取り組んでいますが、今後はより効果的なPR手法についても検討していきます。			

また、ブランド化及び販路拡大については、重点品目である「なつたより」、「長崎和牛・出島ばらいろ」、「長崎の魚」に、長崎市が全国有数の生産地である「トラフグ」を加え、競争力のある商品を中心に、引き続き長崎の農水産物の知名度の向上及び販路拡大に努めていきます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	自治振興課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(1) 地域住民と協働した安全・安心のまちづくり</p> <p style="padding-left: 20px;">①地域住民と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりのため、各種団体等との連携を図っていくこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>市内における刑法犯認知件数は、平成 12 年をピークに減少傾向にありますが、社会情勢にあわせ巧みに手口を変化させながら高齢者を騙す特殊詐欺や、子どもや女性に対する声かけ事案が発生するなど、地域住民を脅かす犯罪は依然として発生しています。</p> <p>このような中、長崎市では、様々な会議やキャンペーンの共催等による長崎県警察との連携強化、市内における犯罪状況やその対策を紹介する防犯パネル展の開催、ホームページによる自主防犯活動団体の情報発信、各地区防犯協会や青色回転灯防犯パトロール団体（令和 2 年 11 月現在、19 団体）といった地域の自主防犯活動団体への活動費助成などを通じて、犯罪被害の防止や地域防犯力の向上を図っています。令和 3 年度からは、更なる地域防犯力の向上を図るため、新たに自治会及び連合自治会が犯罪防止を目的に設置する防犯カメラの費用に対して補助を行います。</p> <p>また、再犯防止の推進による犯罪のないまちづくりの実現を図るため、更生保護施設長崎啓成会の建替整備に対する補助、長崎県更生保護協会長崎支部を通じた長崎地区保護司会等への活動費補助、若草町にある長崎地区更生保護サポートセンターの設置場所の無償貸与、「社会を明るくする運動」への活動協力など、更生保護事業への支援を行っています。</p> <p>さらに、暴力追放運動につきましても、暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議、事業者及び関係団体等と協力し、広報や啓発を行っています。また、長崎市暴力団排除条例に基づき、警察や長崎県暴力追放運動推進センター等の関係団体と連携して暴力団の排除を進めています。</p> <p>なお、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、長崎市安全・安心まちづくり推進条例に基づき設置した協議会において、関係機関や団体、公募により市民から選ばれた委員による協議を行い、様々な意見を反映した施策となるよう努めています。</p> <p>次に、市内における交通事故の発生状況についてですが、発生件数、負傷者数ともに平成 15 年をピークに減少傾向にあるものの、死者数は平成 23 年から横ばい傾向にあり、そのうち高齢者が関わるものが半数近くを占めるなど、特に高齢者の交通安全対策が課題となっています。</p> <p>そこで長崎市では、「第 10 次長崎市交通安全計画」（平成 28 年度～令和 3 年度）において、子どもや二輪車の交通安全対策とともに高齢者の交通安全対策を重点施策とし、長崎県、各警察署、長崎市交通安全協会連合会、長崎市交通指導員、長崎市交通安全母の会連合会など、長崎市交通安全対策推進協議会の関係機関・団体と緊密に連携を図りながら、</p>			

春・夏・秋・年末の交通安全活動を積極的に推進しています。

また、令和2年度から高齢者向けの新たな取組みとして長崎県及び長崎県警と共に高齢者向け交通安全講習を開催し、高齢者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組んでいます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な行事やイベントが中止や規模の縮小を余儀なくされていますが、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりを推進するため、「マスク」「手洗い」「3密を避ける」という「新しい生活様式」の基本行動を継続しながら関係機関・団体と連携して各種取組みを実施していきたいと考えています。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	ー	防災危機管理室
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (1) 地域住民と協働した安全・安心のまちづくり ②防災無線のデジタル化に伴い、難聴地区等の解消に向けた取り組みを行うこと。			
回 答 難聴地区解消のために、これまでの防災行政無線の整備において、屋外拡声スピーカー設備の配置密度を上げて設置してきましたが、その結果、スピーカー同士の音が重なり合うこと（輻輳）により、無線放送の内容が聞き取りにくい地区がありました。 今回の防災行政無線のデジタル化整備では、そのような地区などに、中長距離対応のスピーカーを設置するとともに、輻輳の原因となるスピーカー設備を撤去し聞こえにくさの改善を図る計画としていました。 令和2年5月に整備工事は完了しましたが、現在は、整備完了後の音声到達の実態の確認を行っており、当初の計画で不要としていたスピーカーを撤去することで、音声到達に影響が出ないか現地確認を行っているところです。 その確認を踏まえて、撤去を予定していたアナログ式の設備をデジタル化に追加更新することやスピーカーの方向調整を行うなど、引き続き、聞こえにくい地区の解消に努めていきます。 なお、デジタル化した場合においても、屋外放送という性質上、気象状況や住宅の気密性などの要因により屋内で聞き取りにくい場合がありますので、引き続き、市のホームページや防災メール、テレホンガイダンスやテレビのデータ放送といった様々な情報伝達手段の活用についても周知に努めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 まちづくり部 企画財政部 文化観光部 市民生活部	土木企画課 長崎駅周辺整備室 都市計画課 大型事業推進室 交流拠点施設整備室 文化振興課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (2) 長崎駅周辺(尾上町～幸町)の環境整備 ①新市庁舎・新たな文化施設・MICEを含めた長崎駅周辺整備・新幹線整備と連続立体交差事業と民間で建設計画のスタジアム等大型事業の建設については、それぞれの関係先と連携のもと、完成後の交通体系など十分精査し万全を期すよう努めること。			
回 答 市中心部では短期間のうちに大型施設が次々整備され、新たに発生する交通による影響が考えられますので、現在、各施設事業者、交通管理者である長崎県警、幹線道路の管理者である長崎県などと連携し、協議・調整を行っています。 具体的には、新市庁舎では公共交通の円滑な運行及び交通渋滞緩和のための道路拡幅やバスベイ整備のほか、歩行者の安全な動線の確保を図るための広い歩行空間の整備について、道路管理者、交通管理者、公共交通事業者と引き続き協議を進めます。 出島メッセ長崎は、施設へのバス、タクシーの乗入れの協議を事業者と行っています。 長崎スタジアムシティプロジェクトでは、スタジアム・アリーナ、商業施設、ホテル、オフィス等の複合施設が計画されており、イベントがない通常時の自動車交通、イベント開催時の歩行者や自動車交通への対応を、開発事業者、交通管理者、道路管理者、公共交通事業者などと引き続き協議・調整をします。 また、現市庁舎本館跡地に建設する新たな文化施設は、今後、具体的な整備内容を検討していく過程で、関係機関と協議を行っていきます。 今後も、関係者間における連携を図りながら、スピード感を持って対策を進めたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	まちなか事業推進室 都市計画課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (3) まちなかの再整備推進と中心市街地活性化の推進を図り、暮らしやすい環境を整備するための制度を確立すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>まちなかの再整備推進と中心市街地活性化の推進を図る施策として、平成 25 年度から「まちぶらプロジェクト」に取り組んでいます。</p> <p>この「まちぶらプロジェクト」は、新大工から浜町を経て大浦に至るルートを「まちなか軸」と設定し、軸を中心とした5つのエリアで、それぞれの魅力を顕在化するとともに、軸上の各エリアの回遊性を促す取組みを、地域との連携を図りながら、強力に進めて行こうとするもので、新大工町や浜町の市街地再開発事業の支援、中島川・寺町周辺の和のまちなみの修景や歳時の顕在化、銅座川プロムナードの整備・活用に向けた地元との調整、唐人屋敷の顕在化事業、洋館活用、夜間景観の整備など、ハード・ソフト両面からの取組みを実施しています。</p> <p>さらに、市民が主体となってまちなかの賑わい創出を実施する「まちなか賑わいづくり活動支援事業」として、新大工エリアでは、再開発事業の仮囲いを活用した案内板やおくちパネル設置などによる魅力の発信、また、東山手エリアでは通りの案内板設置などによる回遊性の向上や魅力発信を目的とした事業を実施するなど、地域力によるまちづくりの動きも進んできているところです。</p> <p>また、平成 30 年度には中心市街地を含む「都心部」において、都市機能を誘導しやすい環境を整えるため、都市基盤の整備状況や土地利用の動向を勘案しながら、一部容積率を緩和しました。さらに、令和 2 年度からは、第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画の「長崎のエンジンである中心市街地を起点とした、人に選ばれるまちづくり」をテーマに中心市街地の活性化を図っています。</p> <p>こうした施策の実施により、暮らしやすい環境整備を推進していきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	都市計画課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 乗り合いタクシー・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進（西小島地区、鳴滝地区、滑石地区ほか）及び、離島での公共交通機関の存続を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>現在、バス空白地域において、乗合タクシーを5地区、合併地区や離島を中心に路線バスやコミュニティバスを10路線、デマンド交通を1地区で、いずれも運行事業者に対して補助金を交付し運行しています。</p> <p>これらの公共交通は地域住民の日常生活に必要な移動手段ですので、利用者数は減少傾向にあり、路線維持に伴う長崎市の財政負担も増加していますが、効率的な運行内容等へ見直しを図りながら、今後も引き続き維持に努めていきます。</p> <p>また、バス空白地域の解消に向けた取組みは、路線バスの停留所の新設や路線延長、道路整備に併せた路線開設などを基本として、交通事業者と協議しながら可能な限り対応しているところですが、道路幅員が狭隘であることや、地域の人口規模が小さく採算性が見込めないこと、交通事業者との調整が困難などの理由により解消が図れない地域も存在することから、自家用有償旅客運送やボランティア運送、タクシー乗り合せといった、地域が主体となる新たな移動手段の導入も検討していきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部 土木部 中央総合事務所	都市計画課 土木建設課 地域整備 1・2 課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (5) 斜面市街地の再生と防災体制の整備 ① 斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路の整備を優先し再生を図ること。また、「車みち整備事業」及び令和2年度から開始した「くらしの道整備事業」については、継続を図ること。			
回 答 斜面地の居住環境改善には、車が通る道路整備が緊急の課題であることは十分認識していますので、「斜面市街地再生事業」にて着手している生活道路については、引き続き早期完成に努めます。 「車みち整備事業」については、平成 25 年度から事業を開始し、令和元年度までに、目標を上回る 25 路線、延長約 3,200 メートルの整備を行っています。 道路整備沿線の住民を対象に行ったアンケートでは、「生活環境が改善された」との肯定的評価を受けており、平成 30 年度までとしていた事業期間を令和 5 年度まで延長し、事業を継続しています。 また、「車みち整備事業」の対象区域外の整備を行う令和 2 年度に創設した「くらしの道整備事業」については、現在、地元自治会からの要望箇所について、近隣住民の意向確認と測量業務を実施しているところです。 両事業ともに、通常の道路整備に比べ、短期間で事業費を抑えた整備を行うことができ、整備後は自家用車をはじめ、福祉車両などの車両が通行可能となり、また、消防・救急活動も行いやすくなるなど、生活環境の改善が図られることで、定住人口や地域コミュニティの維持にもつながる事業ですので、引き続き鋭意取り組んでいきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	建築部	住宅課 建築指導課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>（5）斜面市街地の再生と防災体制の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">②長崎市空家等対策計画に基づき、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市は、平成 29 年 1 月に策定した「長崎市空家等対策計画」において「市民が安全で安心して住み続けられるまちをつくるため、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家（特定空家等）にしないととも、特定空家等をなくす」という基本理念を掲げ、空き家対策を行っています。</p> <p>「特定空家等をなくす」取組みとしては、特定空家等の所有者に対し、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」に基づく「助言」「指導」を行っています。</p> <p>また、特定空家等の中でも、老朽化が進み、周辺に悪影響を及ぼしている老朽危険空き家については、所有者に対し、「老朽危険空き家除却費補助金」や「老朽危険空き家対策事業」の活用による除却を促しており、平成 23 年度から令和元年度までに除却費補助金により 165 件、平成 18 年度から令和元年度までに対策事業により 52 件の除却が完了しています。</p> <p>特に、令和 3 年度からは、除却費補助金について、近い将来、老朽危険空き家になる恐れのある特定空家等まで対象範囲を拡大し、危険な空き家の除却を推進していきます。</p> <p>しかしながら、助言、指導に従わず、そのまま放置すれば危険であると判断される特定空家等については、法に基づく「勧告」「命令」や「行政代執行」による除却も視野に入れ、厳正な対処を行っています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部	農林振興課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (6) 有害鳥獣対策（イノシシ、シカ、カラス、アライグマ）等の強化を図ること。			
回 答 有害鳥獣による農作物の被害金額は、平成 29 年度、約 4,200 万円、平成 30 年度、約 3,300 万円、令和元年度 約 2,900 万円と年々減少しておりますが、令和元年度の被害相談件数は 1,000 件を超えており、特に生活環境被害の相談件数は、600 件以上となり、全体の 6 割を占めています。 有害鳥獣対策については、「防護対策」、「棲み分け対策」、「捕獲対策」の 3 つの対策を基本に、迅速かつ効果的な被害防止対策に取り組んでいるところです。 まず、「防護対策」については、農作物被害に対し国庫事業を活用したワイヤーメッシュ柵の設置を進めるとともに、市独自の取組みとして、国庫事業の要件に該当しない小規模農地における農作物被害や市街地周辺的生活環境被害を防止するために、個人の農業者や自治会等へワイヤーメッシュ柵等を貸与しており、令和元年度は約 38km の貸出となっています。 次に、「棲み分け対策」については、ワイヤーメッシュ柵等の点検、補修及び周辺の除草作業など地域ぐるみの取組みを推進するとともに、地域住民の集会等において、有害鳥獣の生態や被害発生の原因、効果的な対策について、委託している有害鳥獣対策の専門業者が懇切丁寧なコンサルティングを行うなど、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりに取り組んでおり、令和元年度のコンサルティング回数は 23 件となっています。 次に、「捕獲対策」については、長崎市有害鳥獣対策協議会及び捕獲隊が連携し、計画的な捕獲体制の強化に取り組んでおり、令和元年度は、新たな地域の捕獲団体が 5 件新設され、イノシシ 3,809 頭と過去最大の捕獲頭数となっています。 しかしながら、イノシシによる市街地周辺への出没や石垣の掘り崩しなどの生活環境被害の増大、カラスによるびわへの食害、アライグマの目撃情報、アナグマ、タヌキによる糞被害の相談も多く寄せられるなど、相談内容も多様化していることから、令和 2 年度は、被害相談の実績などを基に、生活環境被害対策の検討を行い、その結果をもとに、現在、対策の効果検証を進めているところです。また、令和 3 年度には、自治会等による取組みを推進していくため、ワイヤーメッシュ柵設置への支援を行う予定としています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	建築部	住宅課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (7) 長崎市住宅リフォーム補助事業を継続して充実を図ること。			
回 答 長崎市では、主に民間住宅の質の向上と長寿命化の促進を図ることを目的として、通称「ながさき住みよ家リフォーム補助金」を、また、浴室や便所のバリアフリー化など住宅の性能向上を目的として「住宅性能向上リフォーム補助金」を実施しています。 令和2年度の実績ですが、「ながさき住みよ家リフォーム補助金」については、8月26日に予算額に達したことから、事業を一旦終了しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新しい生活様式」に対応した住宅リフォームの推進と、工事受注機会を増やすことで市内建設業界の経済回復の一端を担うため、9月議会において2,025万円を増額補正し、再開しました。その後、10月19日に申請件数1,191件で予算額に達し終了しました。 なお、「住宅性能向上リフォーム補助金」についても、12月21日に申請件数648件で予算額に達し終了しています。 どちらの補助制度も、住宅の居住環境改善や若手技能者の育成と技術の継承を目的として取り組んでいますので、今後とも、市民の安全安心と居住環境の向上につながるよう、適宜、見直しを行いながら継続していけるよう検討していきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	平和推進課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (1) 世界の国々が経験したことのない原爆被爆市として世界平和を願い、核兵器廃絶を希求し世界へ向け発信していくこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市は 76 年前の原爆被爆の悲惨な経験に基づき、核兵器廃絶と恒久平和の実現を国内外に訴え続けてきました。</p> <p>毎年 8 月 9 日に開催する「原爆犠牲者慰霊平和祈念式典」では、長崎市長が「長崎平和宣言」を読み上げ、その模様はインターネットで世界中に動画配信しており、平成 25 年からは、英訳音声配信しています。宣言文は、国連や核保有国を含むすべての在日大使館などに送付するとともに、10 か国語に翻訳し、ホームページで発信しています。</p> <p>また、広島市と共同で「海外原爆展」を開催するとともに、ニューヨーク国連本部、ジュネーブ国連欧州本部及び国連ウィーン事務所に常設展示しています。</p> <p>このほか、海外で平和活動に取り組む方や団体を「長崎平和特派員」に認定し、世界規模で長崎市の平和と核兵器廃絶の取組みを伝えるために、ご協力いただいています。</p> <p>平成 24 年に県市及び長崎大学が連携を図り、平和推進施策に取り組むために発足した「核兵器廃絶長崎連絡協議会」では、意識啓発のための市民講座や国際ワークショップなどを開催するとともに、「ナガサキ・ユース代表団」として若者を国際会議等に派遣するなど人材育成に努めており、令和 3 年度は第 9 期生が派遣される予定です。今後も、若い世代の人材育成と活動を支援していきます。</p> <p>令和 3 年度においては、8 月までにニューヨークの国連本部で開催される 2020 年核不拡散条約（NPT）再検討会議に参加し、現在の核軍拡の風潮に歯止めをかける成果を得られるよう、被爆地長崎の平和への思いを強く発信するとともに、8 月に広島市で開催される第 10 回平和首長会議総会においては、世界 165 か国・地域、約 8,000 都市が加盟する平和首長会議が世界に貢献できるよう、2021 年以降の次期ビジョンや行動計画の策定に力を尽くします。</p> <p>さらに、核兵器禁止条約発効後 1 年以内に開催される第 1 回締約国会議に出席し、被爆者や被爆地の長年の願いが形となった核兵器禁止条約を実効性の高いものに育てていくために、被爆地の役割を果たしていきます。</p> <p>今後、私たち市民社会が力を合わせて核兵器廃絶への世論を醸成していくために、さらに多くの人々に平和への思いを広げていくことが肝要であると考えています。</p> <p>そこで、令和 3 年度から、自分の興味のあるスポーツや芸術などを入口として、日常の中に「平和の文化」を根付かせていく「平和の文化の醸成」に取り組めます。新たな事業</p>			

として、多くの人びとが当事者となり平和について考え行動してきたこれまでの取組みを顕在化し、さらに広げていくため、「平和の文化認定制度」を始めます。併せて、「平和の新しい伝え方応援事業費補助金」を創設し、新たな発想で、時代に応じた平和の伝え方にチャレンジする個人や団体を応援していきます。

このような取組みにより、これまでの被爆者を中心とした取組みに加え、被爆 100 年に向けて国内外の多くの市民が後押しをする流れをつくり、被爆地長崎が歩みを止めずに前進し続けるよう力を尽くしていきます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部 市民生活部	平和推進課 被爆継承課 平和マラソン推進室
事 項 6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (2) 被爆75周年事業で開催延期となった長崎平和マラソン等においては、国際都市長崎から平和のアピールに努めること。また、平和を発信するイベントは継続的に開催するよう努めること。			
回 答 被爆から76年が経過しようとするなか、被爆者の高齢化は進み、被爆の実相の継承が喫緊の課題となっています。また、核兵器を巡る国際情勢も緊迫しており、被爆地長崎から核兵器廃絶と世界恒久平和を訴えることの重要性は高まっています。 被爆75周年記念事業として、令和2年11月の開催を予定していた長崎平和マラソンにおいて、多くの参加者を迎え、平和発信につながる関連イベントを計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、長崎平和マラソン実行委員会において、開催に向けた取組みを一旦休止し、被爆80周年の令和7年度の大会開催を新たな目標として検討を進めることを決定したことから、同大会での平和イベントについても充実した内容になるよう、引き続き検討を進めていきます。 また、被爆75周年である令和2年度に開催を予定されていた「2020年核不拡散条約(NPT)再検討会議」「東京オリンピック・パラリンピック」「平和首長会議総会」については令和3年度に開催される予定であるため、この国際的にも注目を集めるタイミングを最大限に生かし、平和メッセージの発信強化を図っていきます。 毎年多くの方に参加していただいている「平和の灯」や「原爆犠牲者慰霊世界平和祈念市民大行進」については、令和2年度は規模を縮小の上、実施しました。令和3年度以降も新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、令和2年度の実施経験を踏まえ継続的に開催していくよう努めます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	調査課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (3) 被爆地域の是正拡大に向け解決を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）を通じて平成 27 年度から「被爆体験者支援事業の充実」とともに、高齢化し病気に苦しむ被爆体験者の救済という観点から、「被爆体験者支援事業の対象合併症の大幅な拡充」及び「爆心地から半径 12km の範囲の被爆地域の拡大」を国に要望しています。</p> <p>要望の結果、これまでに「認知症」、「脳血管障害」、「糖尿病の合併症」、「脂質異常症」が、対象合併症に追加されました。</p> <p>令和元年度からは、要望内容に「特に「がん」の対象合併症への追加」を加え、更なる支援事業の充実を強く要望しているところです。</p> <p>今後とも高齢化し病気に苦しむ被爆体験者の実情や被爆体験者支援事業の改善の必要性について、地元選出国會議員や市議会の皆様の協力を得ながら、国の理解が得られるよう粘り強く説明するなど努力していきたいと考えています。</p> <p>一方、国が被爆地域拡大是正に必要としている科学的・合理的根拠への糸口を見出すために、平成 25 年 12 月に専門家による原子爆弾放射線影響研究会を設置し、平成 29 年 7 月に朝長会長から中間経過報告がなされました。その内容は、低線量被曝による人体影響を確定できる確固たる知見はまだ無いものの、今後も引き続き最新の研究論文等の情報を収集し検証していくことが必要であるとの報告であり、国に対しても中間経過報告書を提出し、放射線の人体影響に関する研究の動向を注視し、引き続き被爆者援護施策の充実に尽力いただくようお願いしているところです。</p> <p>被爆体験者は高齢化し、様々な病気に苦しんでいる状況ですが、国が求める科学的・合理的根拠を示すことは、非常に高いハードルであることも事実です。</p> <p>今後とも専門家等の研究論文をはじめとする様々な情報の収集と意見交換を重ねていただきながら、新しい科学的・合理的根拠への糸口を見出せるよう引き続き努力していきたいと考えています。</p> <p>また、広島「黒い雨訴訟」における国の検討会において、援護対象区域の拡大を視野に、黒い雨地域の再検討を行っており、検証内容によっては、長崎の被爆地域拡大につながる可能性もあると考えられますので、国や広島県、広島市からの情報収集に努めながら、被爆体験者の問題解決に向け取り組んでいきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	援護課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (4) 被爆二世については、がん検診を加えること。</p>			
<p>回 答</p> <p>被爆二世への健康診断については、被爆二世が、がん等への健康不安を抱えていることから、健康診断にがん検診を加えるよう、これまでも「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）」及び「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）」を通じて、国に要望してきており、血液のがんである「多発性骨髄腫」の検査が追加されたものの、その他のがん検診については検査項目となっておらず、引き続き八者協及び原援協などを通じて、国に強く要望していきます。</p> <p>なお、長崎市における被爆二世の健康診断については、平成 29 年度から前年度の受診者には申込手続きを不要とし、事前に受診票を送付しています。その結果、平成 29 年度の受診者が前年度 2,953 人から 3,396 人と 443 人増加し、平成 30 年度はさらに 309 人増加の 3,705 人、令和元年度は 82 人増加の 3,787 人が受診しています。また、平成 30 年 11 月から受診できる医療機関を 16 機関から 139 機関に増やし、さらに平成 31 年 4 月からは 195 機関、令和 2 年 4 月からは 204 機関で受診できるようになっています。今後とも、受診者の利便性の向上を図り、より健診が受診しやすくなる取組みに努めていきます。</p> <p>また、被爆二世の健康管理のための手帳等の交付について検討していただくよう、令和 2 年 7 月に「原援協」を通じて国に要望していたところ、令和 2 年 8 月 9 日に長崎市で行われた、被爆者団体の政府代表に対する要望において、厚生労働大臣から「国としても、被爆二世の皆さんが、健診の結果を自身の健康管理に効果的に生かせるような小冊子の雛型をお示しするといった取組みを検討させていただきたい」との発言があり、令和 2 年 12 月 17 日付けで厚生労働省から「被爆二世健康記録簿」の雛型の提示がありましたので、その内容等を踏まえ準備を進めており、令和 3 年度から記録簿を配布します。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	人権男女共同参画室
事 項 7. 男女共同参画社会の実現 (1) 個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、意識改革・社会啓発を推し進めること。			
回 答 国においては、令和元年5月29日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が一部改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や女性活躍に関する情報公表の強化、プラチナくるみんななどの特例認定制度が創設されることとなり、性別にかかわらず誰もが個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向けた取組みが推進されています。 長崎市においても、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指し、平成28年に策定した「第2次長崎市男女共同参画計画後期行動計画」は、女性活躍推進法の計画としても位置付けており、男女共同参画社会の実現のための意識改革・社会啓発を進める様々な取組みを行っているところです。 令和2年度も、男女共同参画推進センターにおいて、女性の起業、ワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家事・育児等への参画促進など、多様な生き方ができる社会の実現に向け、様々な角度から男女共同参画への理解を深める講座の開催、啓発紙での周知・啓発を行っています。 長崎市としては、男女共同参画啓発紙「男女共同参画推進特集号」を年1回発行していますが、特集テーマとして、ワーク・ライフ・バランスを掲載し、周知・啓発を図っています。 また、男女が意欲と能力に応じて仕事と責任を分担し、性別に関係なく活躍できる職場づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進など男女の性別にかかわらず誰もが働きやすい環境づくりを実践している企業を「男女イキイキ企業」として表彰しており、事業開始した平成20年度からの表彰事業所数は24事業所となっています。これまでの表彰事業所の取り組みについて、市ホームページ等により広く紹介することで、市民や他の事業所の意識の醸成に取り組んでいます。 今後も、性別にかかわらず誰もが個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、市民の関心やニーズを的確に把握し、関係部局や関係団体と連携しながら、更なる意識改革・社会啓発を推進していきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	人事課 職員研修所
事 項 7. 男女共同参画社会の実現 (2) ハラスメントのない働きやすい職場環境整備を行うとともに、管理者及び職員に対し、効果のある充実した研修を適宜実施すること。			
回 答 長崎市では、令和2年6月の労働施策総合推進法の改正施行に合わせ、パワーハラスメントに関する指針等を新たに策定し、ハラスメント防止対策を講じています。 研修に関しては、幹部職員、新任課長、2年次係長、新規採用職員を対象に実施しており、時代の流れに合わせて、様々な内容のハラスメントを取り上げています。特に、管理職の研修においては、外部講師を招き、専門的見地を含んだものとしており、研修の進め方についても、講師が受講者に対し単に説明するだけでなく、過去に発生した事例を示し、受講者が当事者の立場で、その原因の分析や再発防止策を検討し、グループでの論議や発表の場を設けるといった研修受講者参加型の方式を積極的に取り入れ、職員一人ひとりへの十分な意識付けが可能となるような研修を実施しているところです。 また、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するため、内部の相談窓口である苦情相談員を配置するとともに、ハラスメントを受けた者が、周囲の目を気にすることなく安心して相談できる環境を整備するため、外部の相談窓口（弁護士：男女各1人）を設置しているところです。 さらに、苦情相談員による解決が困難な事案や防止策等について検討する「ハラスメント対策委員会」を設置するとともに、当事者間の主張に不一致が認められるなど、市内部による対応が困難な事例については、附属機関として設置している、学識経験者で構成する「ハラスメント調査等審議会」で調査審議することとしています。 今後とも、職員へ意識づけが徹底できる研修を行いながら、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを目指していきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	子育て支援課
<p>事 項</p> <p>7. 男女共同参画社会の実現</p> <p>(3) 児童虐待防止、早期発見、対応のため、学校、校医、地域、児童相談所との連携を強め体制を充実させること。</p>			
<p>回 答</p> <p>児童虐待防止対策について、長崎市では、福祉・保健・医療・警察・教育・地域の団体や児童相談所などの36の関係機関から構成される「長崎市親子支援ネットワーク地域協議会」（要保護児童対策地域協議会）を設置し、密接な連携を図りながら情報交換や適切な支援方法の協議等を行っています。</p> <p>同協議会の実務者を対象とした会議では、事例検討や研修会を概ね月1回実施し、関係機関と連携を図るとともに、職員の資質向上の場としても活用しています。緊急性が高いケースや対応が難しいケースについては、個別ケース会議を開催し、共通認識のもとで役割分担しながら個々のケースに応じた支援を行っています。</p> <p>令和元年度からは、国が示した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の内容を踏まえ、この協議会を活用し、長崎市が対応中の児童虐待ケースに加えて、児童相談所が対応中のケースについても、警察を含む関係機関と全件の情報を共有し、進行管理を行うなど、関係機関との更なる連携強化を図ったところです。</p> <p>また、今般のコロナ禍において、子どもを見守る機会が減少し、児童虐待のリスクの高まりが懸念されていることから、相談等の総合的な支援活動を展開している民間団体と連携し、子ども等の自宅を訪問し状況を把握する「子どもの見守り強化事業」を令和2年8月より取り組んでいます。</p> <p>なお、平成28年に児童福祉法が改正され、住民に最も身近な基礎自治体については、児童虐待などの支援が必要な子どもとその家庭等の総合的な対応を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めることとされました。このことを受け、長崎市においても、令和元年度に子育て支援課を「支援拠点」として位置づけ、複雑・深刻化する児童虐待問題に、迅速かつ専門的に対応できる相談支援体制の充実を図り、児童虐待の未然防止、早期発見・対応に努めているところです。</p> <p>さらに、令和3年度は、児童虐待事案の対応にあたり、転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに児童相談所と市町村において夜間休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みとして、国が全国統一のシステム開発を進めており、長崎市も情報共有システムの導入を行う予定としています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	中央総合事務所 建築部	地域整備 1・2 課 建築指導課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (1) 諸団体（自治会、学校、警察等）から指摘を受けている市道、歩道、通学路等の危険箇所（ガードレール、カーブミラー等）を早急に改善すること。			
回 答 生活道路として重要な役割を果たしている市道や多くの住民が利用している里道、公共性の高い私道については、誰もが安全・快適に利用ができるよう環境整備を進めています。 生活道路の環境整備にあたっては、交通管理者である警察とも調整を図りながら、交通事故が多発している箇所や、緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所を優先し、歩道の新設改良やガードレール及びカーブミラー等の交通安全施設の整備、路面や階段等の補修、側溝の整備などを行うことにより、危険箇所の早期改修・改善に努めています。 特に、通学路については、道路管理者、学校、警察等との合同点検を実施し、対策が必要な危険箇所については、外側線やガードパイプの整備、路側帯のカラー化により、歩車道の区分を明確にするなど、安全性の確保に取り組んでいます。 また、通学路に面した倒壊等の恐れがある危険なブロック塀等については、所有者に対し、除却の指導を行っており、このブロック塀等の除却費を補助するブロック塀等除却費補助金において、これまで補助対象を指定通学路に面するブロック塀等としていたものを、さらに子どもたちの安全を守る観点から、令和3年度からは学校が認める通学経路まで含めて対象とし、改善を促します。 今後とも、住民の皆様が、安全・安心な生活ができるよう、また児童・生徒が安全・安心で通学できるよう、学校、自治会、警察等の関係者及び関係機関と連携を図りながら、できる限り早急な改善に努めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 まちづくり部	土木企画課 都市計画課 長崎駅周辺整備室
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (2) トラック・タクシーベイ（浜の町、新大工、長崎駅周辺）の整備・拡大を進めること。			
回 答 トラック・タクシーベイについては、利用者の安全・安心や利便性向上のみならず、道路交通の円滑化に寄与するものであり、これまで、道路管理者や交通管理者の協力のもと、公道上に、トラック用として6箇所・19台分、タクシー用として14箇所・51台分が確保されています。 このほか、平成13年から一定規模以上の建物を建築する際に、床面積に応じた荷さばき車両の駐車スペースの設置を条例により義務付けたことにより、一定規模以上の建物には、床面積に応じた荷さばき駐車スペースの確保が担保されることになりました。 このような中、浜町や新大工町地区、長崎駅周辺地区などの都心部においては、荷さばき車両やタクシーの利用頻度が高く、トラック・タクシーベイの整備・拡大の必要性は認識していますが、特に、浜町や新大工町では、道路幅員や交通量の多さ、埋設物や支障物件の存在などの課題も多く早急な対応は難しい状況です。 しかしながら、新大工町地区においては、現在、進められている市街地再開発事業の北街区（旧玉屋側）で、建築物が国道34号（歩道）との境界から2mセットバックされ、一定の歩行空間が確保される見込みであることから、セットバック後に国道敷を活用したトラック・タクシーベイの設置の可能性について、引き続き、道路管理者や交通管理者などと協議していきたいと考えています。 長崎駅周辺地区では、土地区画整理事業により、令和3年春に完成する西口駅前広場内に、タクシーの乗降場やタクシープールを整備することとしています。また、東口駅前広場においても、現在、タクシー協会と協議しながらタクシーの乗降場やタクシープールの整備について計画しているところです。 今後も、荷捌き車両やタクシーの利用頻度が高い地区を中心に、トラック・タクシーベイの整備・拡大の可能性について、道路管理者や交通管理者などと協議していきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (3) 高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。			
回 答 長崎市では、平成 14 年に「長崎市交通バリアフリー基本構想」を策定し、長崎駅と浦上駅を中心とする 2 つの地区を重点整備地区として定め、道路管理者や交通事業者、公安委員会など関係機関の協力のもと、重点的・一体的なバリアフリー化を推進してきました。 その後、国の制度改正などを踏まえて、平成 26 年に「長崎市バリアフリー基本構想」として策定し、既存施設のバリアフリー化が必要な箇所として、特定事業計画に 171 事業を位置づけ、バリアフリー化を推進しています。 しかしながら、平成 26 年の策定時から一定期間経過し、すでに移転を終えた県庁舎をはじめ、市庁舎移転や交流拠点施設建設、長崎駅周辺の再開発、新大工町地区市街地再開発、県庁舎跡地活用、長崎スタジアムシティプロジェクトなど、高齢者・障害者をはじめ、多くの市民が頻繁に利用する生活関連施設の移転、新設に伴い歩行者動線に変化が生じることから、これらを踏まえた基本構想へ見直す必要があります。 また、平成 30 年 5 月にバリアフリー法が改正され、旅客施設や道路などの新設等に係る事前届出など、より一層バリアフリー化を促進するためのバリアフリーマスタープラン制度が創設されました。 このような土地利用の変化や法制度の改正などを踏まえ、平成 31 年 4 月から「バリアフリー基本構想」の改訂作業に着手し、「高齢者・障害者団体へのヒアリング」や「まち歩き点検とワークショップ」により、利用者ニーズの把握を行いながら作業を進めているところです。 今後も、引き続き、施設設置管理者や高齢者、障害者団体等で構成する「長崎市移動等円滑化推進協議会」における審議を経ながら、早期に「長崎市バリアフリーマスタープラン」及び「第 2 期長崎市バリアフリー基本構想」を策定し、更なるバリアフリー化の推進に努めていくこととしています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>(4) 長崎バイパス・女神大橋・川平有料道路の早期無料化又は低廉化を実現すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>NEXCO西日本が管理する長崎バイパスは、高速自動車国道と一体になって機能する全国路線網に含まれており、料金徴収期間は、高速自動車道路と同様の令和42年(2060年)までの60年間となっています。</p> <p>この長崎バイパスでは、平成22年6月28日から平成23年6月19日まで無料化の社会実験が実施されましたが、長崎バイパスの交通量は無料化前に比べ約3割増加し、国道34号では約1割減少するなど、国道34号の渋滞・混雑緩和につながる事が確認された一方で、長崎バイパスに接続する県道長与大橋町線や県道昭和馬町線などでは朝夕に大きな渋滞が発生するなどの課題も確認されたところです。</p> <p>長崎市としては、まずは長崎市の東部地区と中心部のアクセスの向上を図るため、長崎自動車道・長崎IC～長崎芒塚IC間の4車線化の早期完成について、NEXCO西日本に対し強く働きかけていきたいと考えています。なお、長崎自動車道は令和3年度、国道34号新日見トンネルは令和2年度(下り線供用開始：令和3年2月20日、4車線化：令和3年3月末)の完成予定となっています。</p> <p>次に、ながさき女神大橋道路は、平成17年12月に供用開始され、料金徴収期間は令和17年(2035年)までの30年間、また、川平有料道路は、昭和63年7月に供用開始され、料金徴収期間は令和10年(2028年)までの40年間となっています。</p> <p>このうち、川平有料道路については、平成21年からはETC装着車を対象に終日3割引の本格運用が行われるなど、利用者の負担軽減を図る措置が講じられているところです。</p> <p>この2つの道路は、受益者負担の考えに基づき、長崎県において有料道路として整備され、通行料金が維持管理費や建設費(借入金)の償還に賄われているところであり、通行料金の無料化又は低廉化により並行する道路や接続する道路などに大きな影響を与える可能性もあることから、その実施については、長崎県において慎重に判断されることになるものと思われますので、長崎市としては、今後も情報収集に努めていきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	都市計画課
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>（5）陸と海の交通網を活かした街づくり</p> <p>①高島・伊王島・池島航路を存続させること。</p>			
<p>回 答</p> <p>高島および池島と本土とを結ぶ定期航路は、補助航路として国の認定を受け、長崎～伊王島～高島航路は国、県、市の支援により、池島～神浦間は国、県の支援により現在、航路の維持が図られていますが、島民数の減少などに伴う利用者の減少により、補助金は年々増加している状況です。</p> <p>このような中でも、離島航路は高島・池島にお住まいの方にとって本土への唯一の移動手段であり、生活物資を運搬する手段としても重要であること、また、伊王島にお住まいの方にとっても架橋後も中心部への主要な移動手段となっていますので、今後とも地元住民、運航事業者、国、県等と連携し、航路を維持したいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>(6) 市内中心部の交通量を減少させる対策（パークアンドライド等）を推進すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、道路混雑の緩和、公共交通機関の利用促進、環境負荷の軽減を目的として、松山地区の平和公園駐車場、松山町駐車場、県営野球場駐車場の3箇所において、駐車時間2時間超の駐車料金を1回当り620円に設定し、パーク・アンド・ライド駐車場として運用しておりますが、松山地区以外においては、パーク・アンド・ライドとして位置づけている駐車場はない状況です。</p> <p>このため、現在、国や長崎県、長崎県警、関係市などで構成する「長崎県交通渋滞対策協議会」において、郊外部の商業施設の駐車場を活用した店舗利用型パーク・アンド・ライドについて、実効性の確認を目的とした社会実験の実施を関係機関の協力のもと、検討・調整を行っているところです。</p> <p>今後とも、「長崎県交通渋滞対策協議会」と連携を図りながら、市中心部の交通量を減少させる対策に努めていきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (7) 女神大橋と連結する国道 202 号線の改良拡幅と歩道の整備を行うこと。 また、福田バイパス（仮称）の早期実現を図ること。			
回 答 <p> 市中心部の西部に位置する福田地区では、大規模集合住宅や大型商業施設の立地が進むとともに、ながさき女神大橋や長崎南環状線（田上 I C～新戸町 I C間）の開通などにより国道 202 号の交通量が増加し、また、隣接する小江地区には小江工業団地や砕石業などが立地していることから大型車も多く通行する状況にあります。 </p> <p> このように、当該路線は、通学や通勤、買い物など市民の日常生活を支える道路として、また、地域の産業を支える道路として、重要な役割を担っていますが、車道の幅員が狭く大型車の離合がしにくい区間や、歩道の幅員が十分に確保されていない区間が多く残されており、交通環境の改善が喫緊の課題であると認識しています。 </p> <p> そのため、道路管理者である長崎県において、これまで歩道やバスベいの整備などが進められてきており、現在は、福田本町工区（福田本町の小浦舟津公園前交差点から福田郵便局前交差点までの約 770m の区間）において、歩道やバスベいの整備に取り組まれており、令和元年度末の進捗率（事業費ベース）は、約 7 割となっています。 </p> <p> 次に、交通環境の抜本的な改善につながる（仮称）福田バイパスについては、長崎県が令和元年度に実施した交通量調査において、平成 24 年度と比較して交通量にほとんど変化が見られなかったこと、福田地区を通過だけで利用している交通量は全体の約 3 割であったことなどから、バイパス整備にかかる多額の費用に比べ利用する交通量があまり期待できないことから、整備は長期的な課題であるとの認識が示されています。 </p> <p> このような中、長崎市としては、市や市議会、地元関係者、交通関係者などで構成する「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」を中心に、地元の「福田バイパス建設促進期成会」とも連携しながら、現道である「国道 202 号の整備推進」と「(仮称)福田バイパスの早期事業化」に向けて、長崎県や国などの関係機関に対し、要望活動を実施しているところです。 </p> <p> 令和 2 年 8 月に実施した要望活動の場では、長崎県から、「事業中の福田本町工区については、事業用地として必要な護岸部の埋立てに関して、漁協の同意が得られたことから、今年度は埋立て申請等の手続きを進め、来年度から海岸側の工事に着手したい」、「地元から要望が出されている大浦橋～中浦バス停付近については、「小浦工区」として早期に事業着手できるよう、検討していきたい」との発言があるなど、これまで地元の皆様と取り組んできたことが着実に実を結んできています。 </p> <p> 福田地区の交通環境の改善に向けて、これからも「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」を中心に、地元の皆様と連携を図りながら、引き続き、取り組んでいきたいと考えています。 </p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>(8) 長崎半島への唯一の幹線道路である国道 499 号線の全線の改良拡幅および長崎外環状線（新戸町 I C－江川交差点）の早期着工を実現するとともに、沿線自治会への定期的な広報に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>一般国道 499 号については、現在、道路管理者である長崎県において、平山町から布巻町までの「栄上工区」と蚊焼町から黒浜町までの「岳路工区」の 2 つの工区で拡幅工事が進められています。</p> <p>このうち、「栄上工区」については、平成 20 年度から事業に着手し、工事延長約 1,300m のうち、これまで布巻バス停付近と南総合事務所前の約 790m が暫定供用されており、令和元年度末の進捗率は、事業費ベースで約 7 割となっています。</p> <p>また、「岳路工区」については、平成 22 年度から事業に着手し、工事延長約 2,100m のうち、これまで蚊焼町、岳路海水浴場入口付近及び黒浜町の約 1,740m の区間が完成し、令和元年度末の進捗率は、事業費ベースで約 9 割となっています。</p> <p>いずれの工区も用地取得に時間を要している箇所があることから、「栄上工区」は令和 5 年度、「岳路工区」は令和 3 年度へ事業期間を延長し、工事が進められているところです。</p> <p>次に、長崎外環状線（新戸町～江川町）については、長崎県において、平成 28 年度に事業着手され、その後、道路の設計や事業説明会、用地測量、建物調査、用地取得などが順次進められ、新戸町インターチェンジ付近においては、平成 30 年度から工事に着手されており、令和 2 年度も、引き続き、のり面工事などが実施されています。</p> <p>また、江川交差点付近におきましても用地取得が完了し、令和 2 年度からのり面工事などに着手することとなり、工事に先立ち令和 2 年 5 月に自治会回覧による周知がなされ、9 月には地元説明会が開催されるなど、事業の周知が図られているところです。</p> <p>長崎市としては、南部地区の幹線道路である一般国道 499 号の改良ならびに、同路線のバイパス機能を果たす長崎外環状線について、「一般国道 499 号道路整備促進協議会」及び「長崎外環状線道路建設促進協議会」を中心に、市議会や経済・交通団体、地元の皆様と一体となって、長崎県及び県議会等に対し、引き続き、早期完成の働きかけを行っていくとともに、円滑な事業進捗が図られるよう、長崎県と連携し地域の皆様への適切な周知に努めていきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>(9) 長崎南北幹線道路の早期事業化に向け、県と連携し国へ働きかけること。</p>			
<p>回 答</p> <p>地域高規格道路「長崎南北幹線道路」は、西彼杵道路と一体となって長崎県の2大都市である長崎市と佐世保市を約1時間で結び、長崎市北部の交通渋滞の緩和だけではなく、県北と県南地域の交流人口の拡大、さらには、近年頻発化・激甚化している災害時のダブルネットワークの確保など、地域の振興や安全・安心に資する非常に重要な路線です。</p> <p>この路線の早期の新規事業化を目指し、令和元年9月に「長崎南北幹線道路ルート選定委員会」が設置され、道路利用者や地元住民との意見交換も行いながら、3回の委員会を経て令和2年3月にルート選定に関する提言が同委員会から長崎県に対し行われたところであり、現在は、都市計画決定の手続きに向け、長崎県において詳細なルートの検討が行われているところです。</p> <p>早期事業化に向けた国への働きかけとしては、長崎市、佐世保市、西海市、時津町、長与町の3市2町の首長、議長や経済界、交通、観光などの関係団体で構成する「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に要望活動を行っているところであり、令和2年度は、10月に国土交通省九州地方整備局、11月には上京して国土交通省、財務省、県選出国會議員に対して働きかけを行ったところです。</p> <p>今後もあらゆる機会を捉え、長崎県とも連携しながら国等の関係機関へ働きかけを行っていきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 中央総合事務所	土木建設課 土木企画課 地域整備 1・2 課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (10) 市民生活に必要な道路については新設や改良及び早期供用を行うこと。 ①打坂－百合野線の改良拡幅、②江平－浜平線とその接道改良、③戸町 2 丁目上戸町間の一方通路解消、④片淵－鳴滝線、⑤川上町－出雲線、⑥虹ヶ丘町－西町 1 号線、⑦相川町－四杖町 1 号線、⑧常盤町-大浦元町線、⑨清水町－白鳥町 1 号線、⑩稲田町 8 号線			
回 答 ① 打坂－百合野線（滑石 2 号線）は、交差点改良のため用地買収に取り組んでいますが難航しています。今後も引き続き用地買収に努力し、解決しだい工事に着手することとしています。 ② 江平浜平線は、現在、江平側と浜平側の両側から工事を進めており、江平側の一部区間では供用を開始しています。浜平側においても、令和元年度にトンネルの掘削が完了しており、新幹線作業用トンネルの埋戻しが完了する令和 2 年度末から、トンネル新設工事を再開する予定です。今後も、用地買収及び工事の進捗に努めていきます。 ③ 戸町新小ヶ倉線は、道路幅員が狭く、歩道も整備されていない中で、路線バスも運行することから、信号制御による片側交互通行となっており、地域の皆様には迂回路をご利用して頂くなどご不便をおかけしている状況です。当該道路の拡幅については、道路の両側に家屋が連なっていることから、用地協力が必要不可欠な状況となっており、多額の費用と時間を要することが考えられますので、今後、まちづくり協議会や地元自治会の皆様と協議を行いながら、具体的な対応策について検討していきたいと考えています。 ④ 中川鳴滝 3 号線は、国道 34 号側の 1 工区において、用地を取得した一部区間について令和 2 年度に道路整備を行い、片淵中学校側の 3 工区では早期の工事着手を目指した設計の見直し等を行っており、令和 3 年度は国道接続の工事を実施するとともに、中学校側からの工事着手に向け積極的に用地取得を進めていきます。 ⑤ 川上町出雲線は、延長 576mのうち、約 440mの区間において、道路の拡幅を実施しており、約 300mの拡幅が完了しています。残りの区間においても、用地買収が完了した箇所から順次拡幅を行い、工事の進捗を図っていきます。 ⑥ 虹が丘町西町 1 号線は、西町側から順次工事を進めており、延長 1,950mのうち約 780mが整備済みで、今後も早期完成に向け、工事の進捗を図っていきます。 ⑦ 相川町四杖町 1 号線は、平成 26 年 3 月に国道 202 号から旧式見高校までの 520mの供用を開始しています。現在は、平成 30 年 10 月及び令和 2 年 7 月に確認した法面崩壊の原因調査を行うとともに、対策方法の検討を進めているところです。 また、本路線については一部路線の休止を含めた道路計画の見直しを予定していることから、今後道路詳細設計を実施し、地すべり対策と合わせた上で道路工事に着手す			

る予定です。

- ⑧ 常盤町大浦元町線のうち、川上町から高丘2丁目までの延長約1,420mの「椎の木工区」については用地買収が難航していますが、ボトルネックとなっていた、日の出町バス停付近の拡幅工事が令和元年度に完了し、令和2年度は大平橋バス停付近の拡幅工事を実施しています。

今後とも用地買収に鋭意努力し、解決次第工事の進捗に努めていきます。

- ⑨ 清水町白鳥町1号線は、西町市場前バス停付近の交差点の部分改良を一部行っています。用地買収を主体に進めていますので、今後も引き続き用地買収を進めていきながら、早期の工事着手に向けて取り組んでいきます。

- ⑩ 市道稲田町8号線については、斜面市街地再生事業の一環として、道路整備を進め、平成26年度末に工事を完了し、一部供用を開始しています。

全面供用については、接道する都市計画道路新地町稲田町線の整備状況及び警察との協議を踏まえ、地区交通の安全性確保の観点から、これまでは見合わせておりましたが、警察や地元との協議を重ねた結果、施行中の新地町稲田町線において安全対策を行うことを条件に、稲田町8号線を開通させることは可能との意見をいただいています。

今後、速やかに新地町稲田町線の安全対策工事を実施し、稲田町8号線の令和2年度の開通に向けて取り組んでいきます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民健康部 福祉部 秘書広報部 市民生活部	地域保健課 福祉総務課 広報戦略室 人権男女共同参画室
事 項 9. 新型コロナウイルス感染症対策 (1) 市民の不安払しょくのため、PCR検査の拡充を図ること。また、感染者やその家族と関係者及び濃厚接触者への誹謗中傷と風評被害対策として「ストップ・コロナ差別の宣言」を早急に行うこと。			
回 答 長崎市の新型コロナウイルス感染症の検査体制については、令和2年4月から、長崎県や長崎市医師会の協力のもと、ドライブスルー方式で検査を実施する長崎地域外来・検査センターを開設し、令和2年8月からは、長崎県医師会の協力のもと、感染拡大防御策がとれている市内の医療機関においても、医師が総合的に判断し、必要と認めた場合は唾液による検体採取ができるようになり、1月11日現在、125か所の医療機関で検査ができる体制が構築されるなど、より身近な場所で検査が受けやすくなっています。 長崎市内の1日あたりの検査能力についても、検査を始めた2月は長崎市保健環境試験所での40件のみでしたが、令和2年11月30日時点の長崎県の調査によりますと長崎市保健環境試験所60件のほか、長崎大学病院などの検査可能な医療機関を含め、合計752件まで増強しており、検査体制の拡充が図られています。 新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、令和3年度についても関係機関と連携し、ドライブスルー方式の検査体制や身近な医療機関での検査体制を維持し、クラスター発生時にも対応できるよう引き続き取り組んでいきます。 要介護高齢者が利用する施設においては、従事者が感染した場合、施設内でのクラスター発生につながる可能性があり、特に通所介護事業所においては、利用者が複数のサービス事業所を利用している場合もあり、他の事業所や市中への感染拡大の可能性があるので、令和3年2月上旬から約200か所の通所介護事業所の従事者約2,300人を対象に週1回、4週間の定期的なPCR検査を実施します また、新型コロナウイルス感染症に関係して、感染者、関係者、濃厚接触者などへの誹謗中傷事例が全国的に発生しています。長崎市でも、クルーズ船や市内での感染者が発生した中で、医療関係者へのアンケートがなされ、誹謗中傷を受けたという調査結果が出されています。これらの事例の中には、感染するかもしれないという不安感からくる不当な差別やいじめなどもあります。その差別やいじめは、誤解や情報不足などにより生じてくると思われます。 長崎市ではこれまでも、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市ホームページ、テレビ、講座などを通して、正しい知識を採り入れることや冷静な行動を心掛けることの大切さ、間違った情報を拡散することなどが人権侵害につながる可能性があることについて啓			

発を行っています。

このような中、令和2年10月からは、地域の方々や事業者などの様々な主体が「医療関係者や感染者等に対して差別やいじめはしません」「風評被害をなくします」「コロナ禍で頑張っている人を応援します」の3つを宣言する「長崎やさしいまち宣言」をスタートしました。これまでに、自治会や企業、商店街、小中学校などを中心に宣言団体が着実に増えており、今後も、感染者を優しく見守り、頑張っている人を応援する長崎の空気を市民の皆さんと広げていき、一人ひとりが互いを思いやり、支え合う「やさしいまち」を目指したいと考えています。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課 商工振興課
事 項 9. 新型コロナウイルス感染症対策 (2) 緊急事態宣言が発動された場合、事業者への休業要請は必要と考えるが、その際は休業補償（困窮度の度合いに応じた協力金）の財源確保については県と連携して国に働きかけること。また、今後、会社廃業が予想されるため、失業者が出た場合は転職・教育支援制度を創設すること。			
回 答 緊急事態宣言下における事業者への休業要請については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態において、人々の生命及び健康を保護し、生活や経済の混乱を回避するために必要があると認められた時に、都道府県知事の判断により協力要請を行うことができるものとされています。休業要請が出された場合の休業補償につきましては、感染拡大が与える事業者への影響等を勘案し、県が補償の範囲等を判断し、その財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することができることとなっています。新型コロナウイルス感染症拡大により緊急事態宣言が発動された令和2年度当初には、中核市市長会などを通じ同交付金の増額や継続的な財政措置を要請した経過があります。国においては、営業時間短縮要請等を行い、対象事業者に対し協力金の支払い等を行う場合の財源としての同交付金の追加配分を令和2年11月に発表したところです。長崎県においては、令和3年1月20日から2月7日までの特別警戒警報発表継続に伴い、長崎県全域における飲食店、遊興施設に対し営業時間短縮要請がなされ、協力を行った事業者に対し、1店舗あたり76万円の協力金を支給することとしています。この協力金については、国の臨時交付金（協力要請推進枠）を活用し、国8割、長崎県1割、長崎市1割の費用負担としており、国、県、市一体となった感染防止対策に取り組んでいます。 また、失業者への転職支援制度については、国や関係機関において、ハローワークに設置されている就職支援員の拡充や、企業間の出向や転籍を支援するプログラムが実施されているほか、長崎県においては、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を対象に、採用選考の過程で有給の体験就労を行う事業主や、同感染症の影響による離職者等を雇用する事業主を対象に助成金制度を実施しています。 教育支援制度については、国において、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講する求職者に支援金を給付する制度が設けられています。 長崎市としては、各種制度について事業者及び労働者への周知・啓発に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症が事業者及び労働者に与える影響を注視しながら、必要な施策を実施していきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木総務課 土木建設課
<p>事 項</p> <p>10. 口頭要望</p> <p>合併町を含んだ農村部は、市の方は青溝でないと対応しないとしているが、その上が荒廃により壊れている。山から流れてくる5本あった川が、荒廃化のため今は一本化して大量の雨水が青線の方に流れてくる。抜本的な対策が必要である。地形による荒廃地が多くなったため今後も被害が増えてくるので検討をお願いしたい。</p>			
<p>回 答</p> <p>近年の集中豪雨等により、市内山間部の山腹や山すそ付近にかけては道路や水路など大きな被害が発生しています。特にご指摘の農業耕作地付近の田畑や水路などは被害も甚大であり、災害復旧事業による対策費用も増加しています。</p> <p>長崎市においても、市が管理する道路や水路については、国の補助事業や市費を投じ緊急箇所から対応していますが、全箇所を早期復旧することは難しい状況です。</p> <p>また、ご指摘の青溝の上流の荒廃化した流れ込みの川については、未耕作地であっても日頃から維持管理することで災害のリスクは大きく軽減されますが、所有者個人での対応は難しいものと考えています。</p> <p>いずれにしても、被害が発生した状況により、各々の箇所に応じた検討が必要となりますので、地元の皆様から情報をいただきながら、予防策や対応策について地域と一体となって検討を行い、市として何ができるのか考えていきます。</p>			